明治二十六年一月五日發行

女鑑

第三十號

東京國光社

女鑑第三十號目次

女鑑 第三十號

女鑑

千代をこめたるくれ竹に
　常磐のまつもさしそへつ
久しかるべききみが代の
　けふのけしきに見ゆるかな

新玉の年は、ゆき去り立ちかへりて、明治廿六年の春を迎へぬ。家毎に、松竹おしたて、しりくめ繩打ちはへて、新を迎へ、世を祝するは、玉敷の大宮をはじめて、薪こる山がつ、網引する海士のいはりに至るまで、上下一ッもかはらふことなし。是を以て、吾人は、その光景をとり來りて、第一に、久しかるべき吾が

大君の萬歳を祝しぬ。これ臣民の本分に於きて、その當に然るべきを知ればなり。吾人は、第二に於きて、女鑑購讀の諸嬢と、吾が本社との萬歳を祝しぬ。これ吾が社の購讀諸嬢に於ける情義と、本社の至大なる責任を負ひて、世に立てるとを知ればなり。而して吾人は、また更に、祝酒を擧げて、吾が身の萬歳をも祝しぬ。これ吾人と共に、諸嬢も當に然りしなるべし。

先ちゝはゝよきこしめせ
　つぎはあにおとあねいもと
めぐらす盃のつぎゝに
　わが身のうへも祝ふかな

屠蘇の祝盃は、順にめぐり來りて、必諸嬢の手に落ちたらんこと、疑ふべきに非

す。而して諸孃の朱唇、自然に開きて、萬歳の言語は、又自然に吐出せられしなるべし。嗚呼明治二十六年の新正の、如何に樂しきかは、言語には言ひつくし難かるべし。

吾人は、今この時に當りて、何をか諸孃に告ぐべき。又顧みれは、從來何をか諸孃に告げたりしぞ。將想へは後來何をか諸孃に告ぐべきぞ。請ふ少しく、前に記せる二首の祝歌につきて、思ふ所を述べしめてよ。

彼の家々の門に飾りなせる松竹は、ひとり君が世の久しきを示せるのみにはあらで、諸孃の、之を天に受け得たる恒德を示すものにいあらさるか。又諸孃が、父母兄弟の手より、順に受け得たる祝盃は、ひとりその身の萬歳を祝する爲のみならず、その男子に先んずべからさる、自然の禮數を示すものにはあらさるか。

恒徳を示すと、自然の體數を示すと、この二つのものにつきて、請ふ細述せしめてよ。

恒二其徳一婦人吉とは、支那聖賢の語なりと雖も、之を本邦に通じて、不易の言と謂ふべし。恒徳は、實に婦人の眷徳にして、百千の善行、之に勝るものはあらじ。而して恒徳は、貞の本義たり。果して然らば、貞にして婦人の身を離れんか、是恒徳なきなり、恒徳にして、婦人の身を離れんか、是貞なきなり。貞と恒と、婦人の身を離るれば。玆に婦人は亡びなん。霜八度おけども枯れず、雪に、霰に、その操を變ぜずして、四時その徳を恒にするものは、百卉千木、唯松竹ありて存せり。吾人の松竹を取り來りて、諸孃恒徳の鑑となす。所由なきには非ざるなり。

天高く上に位し、地卑く下に位し、人獸草木その中に位す。是自然の禮に非すや。而るを、天地その處を異にすれば、則天地なし。男子は剛にして乾、女子は柔にして坤、是自然の禮なり。故に、剛柔處を異にすれば、則男女なし。凡貴賤尊卑、皆是自然の禮にして、之を犯すべからさる事、猶天地の位を移すこと能はさるが如し。歳首父母を先だて、兄弟に及ぼし、姉妹を後にす。吾人の祝盃を取り來りて、諸孃儀禮の鑑となす。所由なきには非さるなり。

吾人は、既往に於いて、諸孃の恒德と、禮數とに、深く感ずる所ありて、女鑑を發刊したり。故に、その千言萬語、或は學理に照らし、或は歷史に徵して云々したる、皆この二ッに根據して、論義を立てさるはなかりき。而して今日以後、諸孃に告げんと欲する所のものも、又右に出でさるべし。その他文學雜事の如きは、

以上二物の補助たるに過ぎざるのみ。而して又今現在諸孃に告ぐる所も、以上の言なり。諸孃希くは、歳首門飾の松竹と、屠蘇の祝盃とを、終身忘るゝこと勿れ。

明治二十六年、吾が君の正月、うまし井の若水くみて、筆硯を洗ひ、手盥ひ、口漱ぎて書す。

論說

女子中等教育に就きて

細川潤次郎

今全國の就學學齡兒童、男女の比較を見るに、女子は男子の半に過ぎず。小學以

上、即ち男子なれば中學校、女子なれば高等女學校と云ふ可き學校に至りては、其就學生中、女子の數は男子に比すれば、實に少數なり。何故に女子は、中等以上の學科を脩むるもの丶、少數なるかを考ふるに、主として我邦從來の慣習に因り、女子には之を不必要となしたると、近來學校卒業後の女子は、驕慢心を長じ、之が爲美德を損するを憂ひて、女子に於いても、必須なる學事を修めしめざるに由らずんばあらず。畢竟是等は、慣習の久しきと、弊害の多きとに由りて、女子教育の進路を妨げたるに外ならず。蓋し女子教育は、成る可く男子教育と相伴うて、進步せざる可からず。若し夫れ教育なきの女子にして、中等以上の教育を受けたる男子と配偶せしめんか、夫婦の間、自ら親密を欠く所あるべし。即ち其女子の如きは、新聞雜誌の類をも、十分に理會することを能はず。故に世間の情態

を辨せず、自然良人の職業如何を問はず、其事業を補佐するに不十分なるべし。是を以て、女子は身分相應に、小學科以上の學習をなさしめ、他日の準備をなさゞる可からず。是高等女學校の、各地に必要なる所以なり。但高等女學校は、中學と比すべき學校なれは、高等と曰へる文字を誤解し、夫より高尙なる文學を、研究する塲所と思ふ可からず。學問技藝の進步は喜ぶ可きも、徒に高尙に馳せ、虛遠に趣きて、着實の思想を失却するときは、身家の爲利益ある可からず。理學、化學、歷史等の學科の如きも、之を專攻して、女學士、女博士を出すは、斯道に於いて賀す可しとなすも、一般女子に於いては、希望せざる所なり。抑も一般女子の學ぶ所は、一身一家を維持することに、密接の關係を有せざる可からず。既に明治五年、學制發布の際、之に伴ひたる勅諭にも、人々自ら其身を立て、其產を

治め、其業を昌にして、以て其生を遂ぐる所以のものは他なし。身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長ずるには、學にあらされは能はず。左れは學問は、立身の財本とも稱す可きものにして、人たるものは、皆學はさる可からさるなり。然るに或は、其道を誤るありて、學問は士人以上のことゝし、農工商及婦女子に至りては、之を度外に置きて、學問の何物たるを辨せず。又士人以上の稀に學ぶものと雖も、動もすれは、國家の爲にすと唱へ、立身の基本たるを忘れ、或は詞章記誦の末節に趨り、空理虚談の途に陷り、其論高尚に似たりと雖も、之を身に行ひ、事に施す能はさるもの少からず。云々とあり。されは我邦教育の目的は、初より着實の方針を執られたること知る可きなり。因て此學制發布の際に於けるも、勅諭の御趣旨は、明治廿三年十

月に下し給ひたる勅語と同じく、常に服膺して、寸時も之を忘却せざる樣、注意せざる可からざるなり。

母のをしへ（承前）

秦政次郎

大凡性情に、各七色あり。仁、義、忠、孝、禮、智、信、之を七性といひ、約して道といふ。喜、怒、哀、樂、愛、憎、懼、之を七情と云ひ、約して慾といふ。道長ずれば、神となりて人を生かし、慾長ずれば、鬼となりて人を殺す。神は死せずして靈魂となり、鬼は死して虛魄となる。神は伸にして、性氣の伸長せる者、鬼は屈にして、情氣の屈曲せる者なり。故に死する者は、性神に非ず。陽魂を神となし、陰魄を鬼となす。魂とは氣の神にして、魄とは形の靈のみ。是を以て、

慾の外形は、死して地に落魄す。鬼或は歸を意味せり。蓋し肉体の歸する所にして、人死すれば、形を離れて眞宅に歸す。即ち慾情の外形、正氣を離れて虚亡に歸し、以て道性の正氣を留め、神靈陽魂長く成長するをいふなり。

抑教育は、啻に道德の一方を尙ぶのみならず。即ち德育を羅として、智体の二育を併行せしめ、以て修文尙武の正氣を涵養し、以て私情の已を克制せざるべからず。今歐米の女教育を一望するに、約ね体智の二育に專らにして、德育は僅に、宗教的の抑壓あるに過ぎず。顧みて支那の家庭を通觀すれば、其表面は大に、德育を嚴行せる者の如く、或は失して拘囚的撿束をなすに至り、智育に至ては、未だ曾て見るべき者なし。体育の如きは、即ち全く歐米に反せり。是に於いて乎、余は特に、日本女子教育法を熱望するに至れり。

日本女子教育法とは如何。蓋し教育は、政治と同じく、最も其風土に關するものなれは、宜しく之が中庸を擇はさるべからず。苟も、彼の極端に走るヿなかれ。總て人類の始めて生るゝや、必ずしも固有の天性あり。又父母が遺傳の慾情あり。漸く長ずるに及びて、機腦の發達、亦漸く盛なるが故に、天性の質、慾情の多量なるが爲に進み難く、遺傳慾情の萠芽、定量の性を擧へて長育し、將に森々として、自ら慣成し易からんとす。是時に方りて、其傳、其母の善良なる者に成育せらるれは、性其已れに克ちて、大人となるべし。所謂家庭教育の道是なり。夫れ兒童の未だ學齡に至らさる時は、約ね母の膝下に成長す。故を以て、其父幸に育兒の法を識りて、之に注意せは可なり。苟も其法を知らさる歟、或は之を知れるも、無教育の母に育成せらるゝ時は、其子必ずしも、天性を有つヿ能はず。又不

幸にして其父育兒法を識らずと雖も、其母完全なれは、其子果して有爲者とならん。今支那の母氏が、其子を家庭に敎育せるを見るに、嬰兒より專ら、座立拜跪の禮を嚴にして、威するに虛喝を以てし、凡そ天地間萬物の現象を觀ては、之を神にし、或は示すに暗鬼を以てし、或は懷くるに姑息苟且の食言を以てし、或は左手に叱拳を振ひて、右手に甘糖を與ふる等、盡く其子をして、頑迷戇愚ならしむる不法のみ、轉じて歐米の一班を見れは、曾て拜跪坐立の禮制を用ひず、懷愛敎示するに、言行の實踐を以てし、肯て威するに劫怪を以てせず。天地間萬物の現象を觀れは、倏ち之が理原を說示し、寢食起居の間と雖も、曾て眞理の問答に非ざるはなし。故を以て其子黃少より、頗る推理の智力に富み、体育の如きも、即ち男女を以て之を異にせず、放縱奔走、一に其欲するに任せり。退いて我日本

の母を見るに、大約二法に分れたり。其一は野蠻の古風にして、概ね支那風に擬し、一は開明の新風にして、略歐米の風を摸す。是を以て日本人の青年は、活潑輕躁に非ざれば、因循固陋にして、其中正を得たる者罕ㇾ類なり。近時新風の教育、中等以上の社會に行はれしより、体智の兩育、稍成るを得たりと雖も、德育の一端は、殆ど遺忘せる者の如く、女子の如きは、往々お轉婆にして、家庭を出で學校に入りて、益々甚だしく、乃無ろ野蠻の古風に如かざるが如き感あり。世の婚を求むる者、咸く女學生を避くるに至れり。是に於いて女子實業の論起り、母德をして愈將に墜地せしめんとするに至れり。されば高等女學校、跡見女學校、女子成立學校、女子神學校（現時余が其内部を知りたる者に就て云ふのみ）の如き、嚴肅にして、往々中正の女子を生ずるありと雖も、点々たる玉璧は、瓦石の狼藉たるに掩はれ、微分の瑕疵、

却て醜聲を謠はるゝことあり。吁慨嘆に勝ふべけんや。余故に之を折衷して、所謂中庸に則り、今より奮て、日本女子の教育を改良し、將に智德体育の良母氏を、造出せんとする同志者を熱望せり。（完）

史談

神功皇后の御傳

三木五百枝

神功皇后は、氣長足姫尊とも申し、開化天皇五世の御孫にまし〳〵き。御父は、息長宿禰王と申し、葛城之高額比賣命を御妃として、皇后を生ましめ給へり。皇后、御年幼かりし程より、御性質聰明く叡智く、かつ御容貌さへいと壯麗しくまし〳〵けれど、父王も、いと靈異なる御兒にこそと思されき。かゝりければにや、仲哀天皇の二年に、御年二十四にて、皇后に備はらせ給ひけり。

この年、天皇、皇后と共に、越前國に行幸せさせ給へり。その時しも、筑紫なる熊

襲叛きて、貢物を奉らざりければ、天皇、そを平定け給はむと、穴門國に向ひ給ひしかば、皇后もやがておはしましぬ。かくて、八年の春、天皇、其處より出發して、筑紫に渡り給ひ、橿日宮にまし〳〵て、熊襲を討むことを議り給ふ。皇后もまた從ひ給へり。時に神ましつ。皇后に憑りて誨へて宣はく、天皇、熊襲國の服はぬ事を、な憂ひ給ひそ、彼は脊の空國なり、いかで兵を擧げて伐ち給ふに足らむ、西方に玆に愈れる國あり、美女の眉引なす向つ國なり、金銀をはじめて、目耀く種々の珍き寶、其の國に多なり、それが名を栲衾新羅といふ、天皇もし吾を祭り給はゞ、刄に血ぬらずて、其の國かならず服從ひなむ、熊襲の如きば、憂とし給ふに足らずと。御誨言ありしかば、天皇、やがて高山に登りて、遙に西方を望み給ひしかど、たゞ青海原のみ曠遠として、國のある可くも見えざりければ、その御誨を異とし給はず、次の春つひに熊襲を征給ひき。されども、皇軍克たざりければ、還りましぬるが、忽ち御病起りて、たゞ一日ばかりに崩坐しぬ。皇后、軍卒の擾れむことを憂ひ給ひ、密かに大臣大連等と計り給ひて、その御喪を秘め、まづ天皇の御屍を、武内宿禰に附けて、穴門なる豊浦宮に殯斂しめ奉り給へり。この御時、皇后はたゞならぬ御身に

さへおはしけり。その御歎やいかばかりにおはしましけむ。

こゝに皇后は　天皇の神の御教に從ひ給はずて、崩ましつる事を　甚く哀み悼み給ひて、いかでその神の御名を知り、その御怒をも和めまつりて、かの財の國を求めむと思はし、親ら齋ひ清めて、神の神祭を行ひ、祈り申し給ふこと、七日七夜に逮びぬ。神また教覺し給ふこと、先の如くにて、御名をも告げ給ひ、またこの國は、汝の御腹なる御子の知らさむ國なりとさへ教へ給ひき。かれ皇后、更に神祭をせさせ給ひ、さて後、鴨別といふ者を遣はして、熊襲を征しめ給ひしに、いく程もなくて服ひぬ。また處々の賊をも討しめ給ひしに、皆平ぎぬ。この夏、皇后、肥前の玉島の里なる小河にて、飯粒を餌として、御裳の絲もて、鈎を垂れ給ひて曰く、われ西國を討ちて、功成るべくは、河魚よ、鈎を喰へと宣ひしに、年魚なむかゝりける。かゝる驗なは多なりければ、皇后いよゝ御心を決め給ひて、橿日浦に行幸して、神に祈りて御髪を分れしめ、髻を結ひて男の貌となりましつ。やがて、群臣に詔し給ひけるは、師を興し衆人を動すは、國の大事なり、安きも危きも、はた成むも敗むも、必ずこれより起る事ぞかし。今征伐の大事もて、群臣等に託けむには、事もし成らず

らむ時、群臣その罪を免るべからず。そはいと傷しきわざにしあれば、われ手弱女にして拙くはあれど、しばし丈夫の貌となりて、上は神々等の御靈の威を蒙り、下は群臣等の助けによりて、兵甲を興して嶮しき浪路を渡り、舟師を整へて財の國を求めてむ。事就りあらば、群臣ともに功あるべく、事もし就らざりせば、罪はわれ一人ぞうくべき。これわが心にこそ、汝等、よく議らひてよと詔ひ出でぬ。群臣等みな白さく、皇后天下を泰く平穏に治定さむ事を謀らせ給ひ、かつは罪をしも臣下に及ばさじと詔へる、いとかしこき御事なりとて、謹み拜みて、御言のまに〳〵從ひ奉らむと白しき。秋に及びて、船舶集り兵甲整ひぬ。皇后、まづ一人して、西海に國ありやなしやと見しめ給ひしに、なしと申す。また一人して、見しめ給ひしに、日數經て還り來ぬるが、西北に山ありて、雲井はるかに見えたり、けだし國ならむかとぞ申しける。さて吉日を卜ひ定めて、船發し給はむとす。時に皇后、親御矛を執らして、御軍に令せ給ひけるは、金鼓わきだめなく、旌旗まがひみだれなば、軍卒とゝのはじ。財を貪り欲おほく、私をいだき内にかへりみせば、必敵の擒となりなむ。敵少くとも侮ることなく、敵多くともおそるべからず。また御軍に仇なふ者

は、お許しそ、服從ひぬるものは殺すべきにあらず、戰かつ人は、必ず賞物あるべく、逃走る者は、ほど／＼に罪あらんものぞとなむ、令せ給ひける。やがてまた、御船に神を祭り給ひ、遂に橿日宮を發せ給ひて、怡土郡兒饗原に到りましぬ。時しも、身みませる御皃、産が月に當りて、こゝにて忽に誕生ましなむとす。皇后、即ち御腹を鎭ひ給はむとて、二顆の石を取らして、御裳の腰にまきて祈ひ給はく、われ西國を征平んとして、此野に來つきぬ。御腹なる御子い、もし神に坐さば、事をへて歸りまさむ後、産れ給へとぞ誓ひ給ひける。

御用意すでに整ひけれど、冬十月の初旬、對馬なる和珥津より出發ち給ふ。數多の旌旗風に靡かひ、將士どもも兵甲を列ね、整然と扣へたりければ、空飛ぶ鳥も御前を遮ぎることなく、海中の魚ども數を盡して御船を負ひ、追風盛りに吹きて、御船檝楫をからず、波のまに／＼新羅國にいたりましつ。神の御稜威や添ひたりけむ、御船の進むにつれて、潮水遠く彼國に押あがりて、すでに國の半までにいたりき。新羅王、そを聞きていたく恐ぢまどひ、爲むすべを知らず、諸人を集へていひけるは、わが國建國以來、海水の國中に登りしことは、かつて有らずと聞けり。おもふに、今

れはや、この世の限にて、國皆海とならむとにや、あな悲しと叫びしが、その言いまだ訖へぬほどに、舟師海原に充ち滿ち、旌旗日に輝き、笛鼓鳴動きて、山河みな振ひぬ。新羅王望み見て、こはいかにと懼ぢ惑ひしが、やゝ人心地つきていひけるは、われ嘗て聞きつ、東に大日本といひて神國あり、またその國に天皇命と申して、聖の君ましますと。おもふに、こは必ずその國の神兵なるべし、あな畏し、な手向ひそ、手向ひまつりそと。人々を從へて、圖籍を封め、皇船の前に詣て、御々委頓ひて叩頭奏さく、奴等、今より後、大君の命のまに〳〵、御馬飼として、年毎に、船滿並べて楫檣はさず、天地の共常とはに、朝貢の事仕奉らむと申しき。また重ねて誓ひ白さく、東より出づる日の、更に西にいで、アリナレ河の逆に流れ、また河の石の、昇りて天津星とならむまで、春秋の朝貢を闕き、梳櫛の御調を献ることなからまし、もしこの言に違はゞ、天つ神地つ祇、共に罪なひ給はむものぞと申しき。時に或人、新羅王を誅はむと奏しゝを、皇后とゞめて詔給はく、この國や、本より皇神等の御教ありて授給へる國なり、その上、はやく軍中に號令て、服從はむ者はな殺しそといへりき。今すでに財の國を獲て、人もまた降服ひぬ。これを殺すは祥な

きてとにむとど。即ち國王を許して、御飼部と定給ひ、遂にその國中に入りまして、重寳ある府庫を封め、圖籍文書どもを取收めさせ給ひ、自ら杖せりし御矛を、新羅の國門に衝立て、後葉のしるしと爲させ給ひ、なほ、國の鎭にとて、大將を留め置かせ給ひけり。かゝれば、新羅王は、波珍干岐の微叱己知といふ者を質とし、金銀綾羅縑絹の類を、八十船に積入れて献りき。新羅につゞきたる高麗百濟二國の王も、御威を畏みて、御許に參出て、永く西の御臣國として、絶えず貢物奉らむと白しき。これいはゆる三の韓國なりけり。かくて御船を松浦潟にかへさせ給ひしが、十二月筑紫の蚊田邑にて、皇子應神を生奉り給へり。

事すでに終へたれば、豐浦宮にませまつりし、先帝の梓宮を奉じて、大和に歸りまさむとせしに、皇子の庶兄、麛坂忍熊の二王、兵を擧して叛きしかば、皇后、武内宿禰等に命せて、平げしめ給ひき。次の年、先帝を河内國長野陵に葬しまつり給ひ、またの年、應神を日嗣の皇子と定め給ひしが、いまだ御幼冲にましゝければ、皇后輔けて攝政せさせ給へり。それより撫育に心を盡し給ひ、國内も事なくて、攝政六十九年までおはしましき。御年は一百歲にて、四月十七日、磐余宮にて崩給ひ

にけり。その由韓國に聞えければ、十一月に、三の韓國使を遣出し、貢奉りてぞ、大御喪を弔らひまつりける。

掛まくは恐かれど、皇后の、御喪の中にも、天皇の御志を遂げさせ給はざりしを悼み給ひ、まづ熊襲を事平け、次ぎて、御身重に渡らせ給へるをも忍びて、浪風を凌ぎつゝ、兵を外國にさへ出させ給ひたる、その御稜威のかしこさ、なか〳〵に申さむ詞こそなけれ。事終へ給ひて後、幼帝を輔佐しまつられ、外は群臣を統括りて、天下を治めしめ給ひ、内は撫育の誠を盡して、皇室を安泰ならしめ給ひたる、うべ神々しき御功とこそ稱へ奉りつれ。万葉集五の卷に、山上臣憶良、皇后の御裳に挿み給ひし御石を詠める長歌を載せたり、そのすゑに、「天地の共に久しく言繼げと、この奇しみたま敷かしけらしも」とぞ、打ち反して云へる。己等も、世の諸姫と共に、天地のごと長久に、皇后の奇しき御功蹟を、仰ぎまつらざらめや。あはれ、卒ひまつらざらめやも。

女丈夫阿婉の傳

尾崎禮卒子

享保のころ、江戸新川街に、阿婉といへる女ありけり、父は米澤の藩士なりしが、仕を致して、都に移り、醫を業として、その日を送れり、もと深く修めしわざとて、世に用ゐられ、諸侯の中には、日々の祿をさへ與ふるものあるに至りぬ、ある夜半のことなりき、病者の家より、疾の使來りて、父はともにいでたちぬ、時に阿婉は、はやく母を失ひて、幼き妹一人と、いと心細くも、留守を守りて居たりけるが、その留守なるをや知りけん、將、をとめども二人のかよわきをや頼みけん、四人の盜人いり來りて、祿米の、家に積み置けるを盜み去りなんとす、荒々しき男四人に、かよわき處女二人の、いかでか及むかひうべき、さはあれ、阿婉は、妹をさとして曰はく、吾等女子にはあれど、今盜人の、わが家に入り來りて、見るゝ物を盜み去らんを、たゞにやはあるべき、吾が父上の手前、世のそしり、如何がは言ひ説かむ、まして父上のおごそかなる、かくと聞こしめさば、おのれ等は、いたくやさいなまれん、吾今力を盡くして、盜人を防がんに、女にしあれば、必うちも殺されなん、よし殺さるゝも、留守居の言立ッには足りなん、汝は隱れ居て、ひそかにそのあらましを見、さて吾がなからん後に、父上にそを聞え上げてよとて、やが

て太刀うちとりて、閨戸より外にいで、玄關の側にひそみ居て、盜人の、俵うち荷ひて出で來るを、その先なる者目がけて、ぬき刄を、その腹につきさしぬ、あといふ叫びもなさで、そのまゝ斃れぬ、かよわき處女の一刀に、一人は斃れぬるを、後より來れるものは、つまづきて斃れたりとや思ひけん、走りよりて、救ひたてゝんとす、阿婉は、力をこめて、又その腹にさしぬ、かよわき處女の一刀は、又一人を斃しぬ、殘れる盜人は、その物音の、あやしげなるにや心つきけん、暗をさぐりつつ、如何なる奴ぞとて、吾が方に進み來めり、阿婉は、太刀うちかざして、そを又斬りさけぬ、斬られて盜人の腕は、はたと音たてゝ地に墜ちぬ、是に於いてか、のこれる一人は、こは誰かは來りて、われ等を斬らんとするぞとて、足を空に逃げ出せり、阿婉は、そを追ひゆきて、つゞけざまに、後より、ひたうちにうちぬ、されど、終に逃げおほせぬ、やゝありて、父は歸り來れり、その有狀に驚きて、暫しは物をもいはで居り、さてかくて捨ておくべきにもあらねば、その由、具つぶさに、公に聞えあげぬ、公にては、女子の、かゝる例も聞き及ばぬに、さても、阿婉は、義にして勇なるものぞとて、白銀あまた賜ひぬ、しかのみならず、その死せるもの、

儲ける者の家に沙汰して、怨むまじき由仰せ下されたり、この時、阿婉は十六歳にて、盗人を斬れる太刀は、父の、曾て藩公より拜受せし左文字の刀なりきとぞ、

右は、古賀洞菴ぬしの、漢文にものしおかれぬるを、今大和詞に、引きなはしぬる迄なり、漢文の味あるに引きかへて、阿婉のたけ〴〵しき狀をも、えうつしかねたるは、いたりすくなき女性の筆の罪にこそ、穴かしこ、

鳴立庵主人曰はく、烈夫と貞婦とは、素より異にして、貞は、婦の恒德なれども、烈は、變に處する儀也、されば、婦人は、その恒德をだに守らば、その事足れりともいふべけれども、貞をして、始終一徹ならしむるものは、烈の德と謂はざるべからず、方今世太平にして、家々給し、人々足る、是の時に當りて、婦人は、恐怖の聲を聞きては、あなやと叫び、白刄の光を見ては、目くるめき、夜ゆきて、おのが影に魂消、深夜目覺めて、鼠聲におどろく、婦人の天性もとより當に然るべしと雖も、かくて馴れもて行かば、一朝變事に際して、その貞を全くし得べきか、東北の戰會津城の陷らんとせる時に、玉手長刀を揮り、遡步裳を蹴て、彈雨霰光の下に、生命を拋ちたるものありしことは、決して昔語

りにはあらじかし、治に居て亂を忘れず、つね日頃に、その心がけなくては、事に臨みて、如何でかその功を奏し得べき、阿婉の事蹟は、當に儒婦怯女の鑑戒とあるべし、よりて一言こゝに付記す、

家政

育兒小言（二十九）　武谷水城

訓誡の事（つゞき）

小兒良からぬ事を爲しゝ時、若くは過失ある時、直に其場にて、妄りに呵り責むる等の事を爲すべからず、他人の居る前にて、誡め糺す等の事を爲すべからず、又、此後、再び箇樣の事を爲すに於ては、決して免すまじ、必ず罰に處せん、など箇樣の、恐嚇を爲すべからず、母其言を不違して、罰に處しなむ、小兒は益抗抵の心を生じて、狼戻の性と爲り、或は呵責を遁れんが爲め、虚言を構へ、益姦曲の質と爲なるべし、若又、其言を踏まず、約束に背きて、罰を科せざる時は、一時小兒を訓誡す

るに本文の策を用ゐるもの少からず、而して、約束に背きて、實行せぬが多し」小兒は母の言の虚なるを知り、再び誡を受るも、心既に侮慢の念を生じ、終には母の命に從はぬのみならず、母の言行を信せず、己れ亦、虚言非行を爲すの固と爲るべし、されバ、斯る場合にては、成る可く打捨難き事柄の外は、其場にて、只制止するに止め、夜に入り、寢に就きて後、小兒の心平易なるを窺ひ、顔容を和かにして、先他の咄よりはじめ、例之は、他人の品行、行狀、若くは昔人の咄など、特に小兒の樣に爲しゝ事柄に似寄りの咄を爲し聞せて、それとなく、其善惡を小兒に問ひ質し、己れも亦其可否を評すべし、此く爲す時には、小兒は未だ直接に誡められざるも、已に自然に慚て、悔悟の念を生ずべし、然る後、徐に良からぬ事は、爲すまじきの故由を、懇に說き示しなバ、行を改めしむる事、難きに非ざるべし、幾度にても、此く爲す時は、賢明の人と爲さん事、難きに非るべし、

小兒過誤ある時亦決して妄に叱るべからず、過誤は、聖人だも、免るゝ事能はざるもの也、斯る時には先其事實を糺し、故意に出しものは、上に述べし樣の法に依りて、懇に誡めさとし、若眞の過ちに出しものなれど、只能く後來を注意せしむ

べし、過誤再三に及ぶは、最初の父母の注意の、服膺の足らぬに依る事なれバ、懇に戒むべし、此くして怠らぬ時は、過を改むるに憚らず、又之を再三せざるに至るべし、若し之に反して、過誤あるを、妄りに呵る時は、小兒は呵責を恐れ、終には己が爲しゝ事を包み隱して、虚言を吐き、果ては、詐僞を爲すにも至りぬべし、

又小兒、自身に過ち爲しゝ時、例之は、石に躓き倒れ、若くは、戸障子にて、面あざを打し時、機嫌を取ん爲に、其石を打ち、又戸障子を擲る等の事を爲すべからず、小兒は、己れの歩行方に、不注意ある事は忘れ、偏に石、戸、障子に罪あるものと心得、少しも自ら顧みぬのみならず、終には、何事を爲しても、罪を人に嫁するの惡癖を生ずるに至るべし、さりとて、叱るは固より宜からず、只、己れの不注意よりして、痛を受し故由を、懇に說示して、後來を戒むべし、

總じて、小兒を敎導訓誡するには溫柔にして、道理を以てすべしと雖も、徒に溫柔にのみ傾く時は、小兒は之に慣れて、父母に狎れ昵きて、(元來、小兒は極めて狎れ易き性のものなれバ、自身に柔和なれバ、直に狎れ昵き、開別けなくして、氣儘と爲るものなり)、時々の訓誡も、毫も其用を爲さず、終に我儘の性と爲るべし、特に四

五歳以上にも爲りて、多少事物を辨ふるに至れるもの、此我儘の意を果さしめざる樣、注意爲すべし、一度我意を果し、母親をして、己が意に從はしむる時は、終には何事にても、己の意の通りに爲るものと心得、少しにても、意に適はぬ事あれば、忽ち怒り叫ぶ等、恣の性と爲り、長じて後も、父母尊長を恐れず、特に女子の如きは、嫁して後、夫に率ひ、舅姑に仕ふる道を知らず、世に擯斥せらるゝに至りぬべし、

されば、温柔と威嚴とは、小兒を成育するに、偏廢すべからざるものにして、常には温柔を主と爲し、威嚴を用ゐるべき時は、之を用ゐて、假借すべからず、只共に、慈愛の眞情と、道理との、範圍の外に逸すべからず、威嚇の如きは、固より此範圍内のものに非らず、成育方、温柔に失したる小兒は、氣儘、無頼、と爲り、威嚴に失したるものは、終に所怙に心服せず、就中、威嚇、折檻、の裏に人と爲りたるものは、卑屈、姦曲、狠戾、の人と爲る、剛柔、其中庸を得、恩威並び行はるべき事、亦兒育上の、一大要素なるべし、昔者、坂上田村麿は、平居の談笑には、老幼親み狎れ、目を擧て、睨視すれば、猛獸も慴れ伏すといへり、是は、剛柔相兼ね、恩威

並行はれし有樣を、史家の形容して、賞せし言なるべく、實に誠忠の資ありと雖、此性行無せりば、遠く獰猛猖獗の蝦夷を歸伏せしめ、近くは談笑の中に、國難を靖めて、朝野の人心を伏せしめん事、難かりし業なるべし、子の母に於るや、同心異躰、狎れ易く、近き易きは、物の譬ふべき無し、されば、此の間に處するの法、温柔と威嚴とを、共に濫用せずして、適當に併せ用ゐるにあるべし、蓋し恩威並行といふ事、實際易き事には非ざるべきも、要するに一片至誠の愛情に、兼て、能く、分を守り、別を正して、妄りに狎れ昵く事(狎昵と、親愛とは、固より黑白の差あり、混同すべからず、)を戒めなば、兩者自然に並行はるべし、分とは、母は母たるの分、子は子たるの分、を謂ふなり、

料理法(十)

待月葊

○菓子幷飴類の事

羊羹の方

一小豆一升煮、その儘すり、水にてこし、木綿袋に入しぼり、風にあて、葛二合、

粳の粉一合、しは少し入てもよし、砂糖二百五十目、鍋にて煎じ、よくこし、右のあんに交、よくもみ合、せいろうに布を敷、よくならし、上にも一重敷、蒸かげんは大豆を入置、煮たればよろし、但かんてん焚詰、入ものに流し込こともあり、

落雁の方

一白砂糖、水ひた〳〵に入煎じ、木綿にてこし、また鍋にて、すら〳〵落る加減にいたし、器物へ入さます事、

求肥の方

一白砂糖一斤、飴半斤、小麥粉五十目、右銅鍋にて、水一升五合入、炭火にて煮、よくねり、折敷へうつし、葛の粉にて、餅のやうに取候事、

同方

一白砂糖ざつとせんじ、能こし、右鍋にて煮つめ、かたまりたる時、折敷へ葛粉をしき、うつすなり、但砂糖一斤、葛三十目の割、

飴ねりやうの事

白砂糖三斤、水二斗、銅鍋へ入、炭火にて一度せんじ、能こし、鍋を洗、又半分になる程煎じ、米の酢少々入、餅米三合五勺、よく摺入、へらにて二三人懸り、底につけぬやう油斷せず、ねりて入物にうつすべし、

あん米糖の方

一白砂糖、水ひた〳〵に入、木綿にてこし、ちりを能取、炭火にてせんじ、ねばり出たる時、へらへつけ、水に入しごき、さむればをれるなり、其時鉢に、水せんにして、ぬるくさまし、あめの如く手にて引延せば、いろ白くなるなり、

カステイラの方

一白砂糖一斤、鷄卵十六、うどん粉一升、水にてよくこね、燒鍋にあぶらをしき、紙をその上にしき、どろ〳〵を流し込、火をよわくしてかけ、鍋のふたの上につよき火を置燒なり、豆ボーロは、少々づゝ鍋の上におとす事、

汁飴の方

一大麥一升、よく洗ひ、二日程置、また幾度も洗へば、白根を出す、二寸ほど芽の出たる時、またよくあらひ、水氣なきやういたし、臼にてあらく搗、下白米三升、

こわ飯の如く蒸し、わつきうちに右のもやしを入、湯をひた〳〵に入、木綿袋にてしぼり、すいのふにてこし、釜に入煮る、ねりかげんは、あわの立時よろし、

炮烙煎餅

一米粉一升、生豆粉十四匁、餅米三合、砂糖十七匁、右こね合むし、日に干、また薄く延し候事、

雪せんべいの方

一上白米一升、水にて洗ひかわかし、よくはたぎ、せいごふにて仕立、湯にてこね、せいろうにて蒸し、火のとほりたる時搗く、砂糖二斤搗交、薄くのべし、五六日天氣にほし焼事、但とり粉は豆粉なり、

高麗せんべい

一砂糖に、うどん粉こね合せ、鍋にて焼候事

栫煎の方

一つるし、或は串栫二つに割、實を取、粳米の粉を、水にてとろりとねり、右栫を中に入、ごまの油にて揚候事、

薯煎の法

一山の芋の皮を去り、わさびおろしにて卸し、砂糖三分一交、匙にてちぎり、油に揚、焼しは、すこし振かけてよろし、

しやら糖の法

一白ごま一升、一夜水に漬置、上皮をもみおとし、砂糖三合、みそ二合五勺、右三品ねり合、じるくなる時板へならべ押へ、こゝろ次第に切候事、

飛龍頭の方

一米の粉にても、麥の粉にても、水を入鍋にて煮、右粉を入、煮湯をしたみ、こね合せ、たまごの黄身を入擂鉢にてすり、油にわげ、但粳粉七合、餅粉三合、都合一升に、玉子七つ入煮、砂糖さぢにて、すくひ揚候事、

千鳥の方

一白味噌百六十目、よくすりてこし、○芥子十匁、○白胡麻十匁、○山椒十匁、右よくこね合、わらき布をしき、其上にけし、ごま、少々振置、右みそを少しづゝのべ、上にも芥子、胡麻をふり、其上へ布をしき、手の平にてよく撫、うちかへ

し、布を取、長さ四五寸、巾二三寸位に切、火いろにかけ、大かたかわきたる時切り、又火いろにかける事、

看護法捷徑（七）

三笠の舍主人

八　消毒法

一消毒法とは、總ての病を誘起するム微の生活體、所謂「バクテリア」と名くるもの、生活機能を撲滅して、病を未發に防ぎ、若くは既に發生爲したるものを制止して、其傳播するを防ぐの法を云ふ、此生活體は、常に、氣中に浮游し、若くば諸多の物品に附着しゐるものにて、肉眼にて視認る事能はざるものなれども、顯微鏡を用ゐる時は、明に其形狀、及び發育の有様をも、認め得るものにて、其蕃殖の力甚強く、特に諸般の汚物中におゐて、最も好く發育増息し、それより、水、空氣、飲食、衣服、等の媒介に依りて、人身に侵入し、危險の病氣を惹起すものなり、多くの熱病、虎列羅、肺結核、其外總ての傳染病は、皆全く此ム微生活體の爲所に因りて興るものにて、其外の病も、亦多分は此もの丶所爲に因る事、次

第に明なるに至れり、消毒法は、此猛惡至極の生活體を殺滅して、此等恐るべき諸種の傳染病を、未發に防ぐものなれバ、必須缺くべからざるの要法なり、

二此猛惡なる么微生活體の害患地は、諸般の汚物ある故に、總ての清潔法、則飲食衣服、土地、住居、其外諸物品何に限らず、清潔に保持し、少しにても汚穢なき樣に爲す事は、此法の主眼なり、之に次で、數種の消毒方法を用ゐて、患者の排泄物、其外凡ての不潔物は勿論、患部に接すべき物体を、消淨無毒と爲すにあり、

三諸種の傳染病、或は傷者を取扱ふには、先二の腕及手を充分に消毒すべし、特に爪は常に短く截り、濃き石礆水を刷毛に浸して、爪下及爪縫を擦りて、垢を去り、猶石礆水にて充分に洗ひ、次で石炭酸水にて洗ふべし、此く爲さゝれど、手指に附着しゐる汚物、創面に浸入して、大害を惹起すなり、

患者の取扱終らバ、亦初の如くに手を消毒爲すべし、特に手指に皹を生ずるものは、膿液其外の汚物、玆に浸入して、傳染を受る事有、此時は十分石礆水にて洗ひて後、阿禮布油中に石炭酸十四五滴を加へしものを塗り、能く磨擦して、後更に充分に洗ふべし、

總て傳染病者、及傷者に接するには、此手指の前後の消毒法を、嚴重に行ふ事、最大要事也、

四 創所に觸接すべき諸器械、及綳帶具等も、亦用ゐる前に、總て石炭酸水、若くば他の消毒藥液にて、洗滌消毒して後に用ゐるべし、但金屬の器械は、昇汞水を忌む、故に金屬の消毒に限り、此藥液を用ゐるべからず、其創面に觸れたる物品は、亦必ず同一の消毒を行ふべし、

此他、傳染病患者の用ゐたるもの、若くは傳染の恐れある衣服器具等は、亦必ず法に從て消毒するを要す、

五 衣服を消毒するには、攝氏百度以上に熱し、頻々叩打して、附着したる塵埃を除くべし、通常消毒室とて、密閉したる室内に衣服を容れ、焚火して熱するを良とすれども、其設なき時は、火爐若くは日熱に曝すべし、其時間は二時乃至三時間以上なるべし、

加熱法を施し難き場合には、二十五倍の石炭酸水、(水二十五分、石炭酸一分のもの、大低物品若くば患者の排泄したる物の消毒法には、此分量のものを用う、)若

くば千倍の昇汞水、(水千分、昇汞一分のもの、用法上の如し、)にて十分洗濯して、後空氣に乾かすべし、

六 襯衣、及寢衣、等は、最初に石炭酸水を灌ぎ、次に暫、熱湯に浸し、若くば灰汁中に漬して、後十分洗濯すべし、但、極めて猛惡なる傳染病、例之ば、痘瘡、實扶的里亞、虎列羅、又ハ窒扶私等の、患者に用ゐたるものは、直に石炭酸水、若くは格魯兒石灰水に漬す事、十二時間乃至四十八時間にして、後充分洗濯するを良とす、尤加熱消毒室ある時は、高度の熱氣消毒を行ふべし、

七 褥布、臥褥、及衾は其被布は、衣服と同樣の法を以て消毒し、綿は熱湯を灌ぎ、若くは石炭酸水にて、數時間煮て消毒すべし、され共、布片の如く消毒の行渡り難きものあれバ、寧ろ燒却するの安全なるに如かず、又藁あれバ、無論燒却すべし、

八 毛布、及絹布は、攝氏百十度以上の熱を加へて消毒すべし、大略五項に同じ、

九 創所 用ゐたる綳帶品、又は傳染病者の排泄物を拭きたる布片等は、其都度一々石炭酸水、若くば昇汞水を盛りたる器中に投じて密封し、後一時に燒却すべし、

此他、五項以下の衣服の、甚く膿汁若くバ排泄物に汚染したるものは、亦此法に

て燒却するを安全とす、

十　室内木造部の消毒は、石炭酸水にて洗ひ、濕ひたるまゝに空氣を通じ、二十四時間の後、更に五十倍の熱き曹達濾液、次に更に石炭酸水にて洗ひ、二十四時間通氣して、乾燥せしめ、若くは熱を加へて乾燥せしむ、土石造部の消毒は、單に石炭酸水にて洗ひ、二十四時間通氣乾燥せしむべし

室内雜具の消毒法も、右に準じて行ひ、且、日に曝して乾すべし、

室内空氣の消毒は、窓を開きて、空氣の交換を盛にし、兼て空氣を乾燥せしむ、

十一　虎列剌、室扶斯、等の如き傳染病者の上りたる厠は、多量の石灰乳、若くは假性石灰を混和し、密閉して、一週間は汲取らしめず、一週間の後汲取らせ、更に上の藥を周圍に散布すべし、此間厳に他人の上るを禁ずべし、

十二　右に述べし消毒の方法を類別すれば、燒却法、熱氣消毒法、煮沸消毒法、藥物消毒法、通氣消毒法、乾燥消毒法、の六種と爲る、各病症と、器具の異なると、汚染の模樣等に依りて、互に撰用す、其細目及方法等の詳細は、其都度、醫士の命ずる處に從ふべし、

學園

女子書牘文論（承前）

目黒和三郎

次に正式のことを略述すべし、既に首尾をつくることとは、正略に通用すべしといへり、正式にて、首につぎてかくべきことは、四時折々その時に臨みての季節のことを書くべき也、そは面談の時、最初に、今日は寒し暑しの禮儀を陳ぶると一般にて、消息は面談の事を、筆に言はするもの故、最初に首をおきて、次に寒暖季節の語に入るなり、次に對者の健否より、我が身の上の如何を序すべし、こも對話の時と異なることなし、對者の起居如何を問ふは、禮の大なるもの故、正式には、必欠くまじきこととなり、次には、即消息文の眼目主要たるべき所用の事を叙すべきなり、所用の事に引つゞきて、尾足を附し、初めて正式の完全を得べし、猶對者の如何によりては、何々がきに　對者の身の上をいたはる詞、即自愛の意味をかきそへて、特に禮を盡くすべし、

以上を正式とすれば、略式は、それを省けるもの〻謂にあり、故に、首尾の中間に、只所用のみを書きてあるべし、特に別懇の者、及び火急の見舞、その他至急の要用を主とする消息は、皆この略式に従ひて可なり、

扨以上のべ來れる、第一より第八に至るまでの個條は、今新に、普通の女子消息文を作らんとするに、まづ心得おくべきことゞもなり、故に、作例を示さんとする前に於いて說き示せるなり、作例に移るまでに、これをよく暗記しおきて、心に認めおかずんば、迷ふこと多かるべし、而してこは前にも述べたることながら、作例を示すに、雅言の採用標準の事に就きて、一言しおくべし、古き世の、耳にも目にも、見なれ聞なれざる詞は、當今に用うべからず、又俗言はいはでものことながら、その目じるしぞ、いかに定むるかといへること是なり、こは至りて難き事ながら、消息文例といへる書に、古の雅言に、今の俗言を當てたるものあり、今それを借り來りて、雅言はいづくのあたりまで用ゐて可ならんかを示さん、○印を附したるは、雅言の耳遠きものなれば、普通には避くべきものと知りてよ、但俗言は、こゝに取捨の事をいはでも、誰にも見定めのつくもの故、省く事となしぬ、

（俗）	（雅）
先日（せんじつ）	ひと日（ひ）
今夕（こんせき）	こよひ、よさり
明日（みやうにち）	あす
去月（きよげつ）	いにし月（つき）
一惣体、全体 一同	すべて
委細（ゐさい）	こまやか、こまごまと、くはしく
取計（とりはからひ）	○おこなひ
追付（おつつけ）	いま
且 且又	又（また）
頼（たのむ）	○かたらふ
一向、更々 堅く	さらに、もはら、むげ
態さ 態々	○殊更に、わざと、ふりはへ
見廻（みまひ）	とぶらひ

（俗）	（雅）
先頃 先達而	さいつころ
夜前（やぜん）	よべ
翌日（よくじつ）	又（また）の日（ひ）
誠に（まことに）	まことや
段々 段々	かへすがへす
取向 あしらい	○もてなし
此方（こなた）	ここ、こち
乍然 尤	たゞし
嘸（さぞ）	いかに
猶更（なほさら）	まして
子細 譯	○さうやう、ゆゑ
御序（おんついで）	事（こと）のついで
聞合（きゝあはせ）	○あない

恐多（おそれおほく）　○かたじけなし、かしこし

奉伺（うかゞひたてまつる）　○みけしき給（たま）はる

被仰候（おほせられそろ）　○のたまはせたる

成程（なるほど）　げに

返事（へんじ）　いらへ

節時分（じぶん）　ころほひ

手透（てすき）　○いさま　いさまのひま

此品（このしな）　これ

何卒（なにとぞ）　いかで

却而（かへつて）　○かへりて　なか〱

得拝顔（はいがんをう）　たいめん給（たま）はる

御尤（ごもつとも）　ことわり

麁略（そりやく）　○おろか

眞實（しんじつ）　まめやか

難有存　うれし

此間（このあひだ）　このほど

如仰（おほせのごとく）　○の給（たま）へるやうに

御答（おんこたへ）　御かへり　御かへり事

早速早々　はや〱、まづ、すなはち、さく〱

無存掛候（ぞんじがけなくそろ）　おぼえなし

不沙汰（ぶさた）　○をこたり

御辭退御斷り申す　○かへさひ申　聞ねいなむ

程位　ばかり

甚大に　ふかく、○いみじく　いさ、いたく、

暇乞（いとまごひ）　まかり申（まうす）

氣毒（きのどく）　○心ぐるし　いさほし

深切（しんせつ）　ねんごろ

申譯（まをしわけ）　申（まをし）ひらく

斷　○をこたり
強而　○あながち、しひて、せめて、
無禮　○なめし、むらい、なめげ、
奉レ存候　○思ひたまふる

御存　しろしめす
御禮　○よろこび　○かしこまり
可レ被レ成候　可レ被レ下候　○たまへ
恐惶謹言　あなかしこ

右の如くは定めつれど、對者の如何によりては、○印の施したるをも用ゐて差支なし、右は普通を以て標準となせればなり、さて次には作例を示さん、

女服考（第十稿）

有住齊

女官の服に、禁色とて、着用を聽されねば、用ゐられざるものあり、物語どもにもあまた所みえたれど、ゆるし色と相混トて、ときたる注釋もありて、まぎらはしければ、禁色と聽色とを、辨別して云ふべし、

一女官の禁色と云ふは、彈正式云、凡諸禁色者、惣雖レ下衣、不レ聽レ服用、又法曹至要抄云、紅染事、延長四年十月九日、宣旨云、紅染深色可レ禁制之由、去延喜十八年三月十九日、給本樣色絹已畢、而年來之間不レ隨レ樣色、彌好レ深染、宜重下知、

從新嘗會以後、一切禁遏、○源氏男女裝束抄云、案之件色、雖被聽禁色之輩、依此制、尙以不着用、而不顧之類、不知憲法、恣着用、猶破却、可處皆三十科、宜決放之、

紫式部日記云、みすの中を見渡せば、色ゆるされたる人々は、れいの靑色赤色のからぎぬに、地すりの裳、うはぎは、おしわたして、すはうの織物也、只むまの中將ぞ、えびぞめを着て侍りし、うちものとものは、こきうすきもみぢ、こきませたる云々、

禁秘抄私考云、紅紫元禁色也、又女房靑色赤色亦禁色也、凡稱禁色者、有紋織物也、又云、按前代雖聽禁色之人、當代又無勅許之時、不着之法也、

禁秘抄、典侍四人也、此職尤重、爲乳乳母之人者、諸大夫女聽之、只人公卿侍臣女也、侍臣女生公達躰也、大臣子頗無例、大臣孫少々有例、所謂國信女也、只聽色只人不好此職事也、候御陪膳着禁色、靑色赤色尤可恐思事歟、白河院親子者（白川院御乳母、親閑）女能信家者（御堂道長三男、權大納言、正二位）父親國（藤爲盛男、從四位下、大舍人頭、能信卿家人、）無下者也、然而爲吉例、後白河院御時、朝子（號紀伊二位、入道信西室、）馬助兼永（後範男、從五位下、齋院次官、）女、是左道、但不補典侍歟、

可勘、保元二年爲從三位、其後劣定殿上人女歟、又雖非侍臣、知通女可准侍臣、二條院御時、源光保左衛門尉光國男、出羽守左衛門尉、從五位下撿非違使昇殿、女爲御乳母、爲典侍、院御時高階清章加賀守宗章男、藏人皇后宮大進、正四位下、女同之、但此等不慮法向、後定左道人多補之、堀河院御時乳母四人、其外不過二三人、近代華族御乳母、左道出來歟、中宮御息所、擧申有例中略上臈不謂是非、二三位典侍號上臈、着赤青色、候御陪膳也、不補此等職、聽色大臣女、或大臣孫也、孫猶或不聽、或聽之、中略先帝典侍、當時姿着禁色、參內、可止事也、權中納言家經卿大臣孫女、狂者頻預參不可爲例、建曆左衛門督局水無瀨中納言親兼女依院御計、着禁色、是過分事也、但別儀也、其後又、中宮女房按察雅緣僧正女是又參着禁色、是別儀歟、但如此事乱政也、下略

百寮訓要抄云、内侍司の條、典侍大中納言の女御、是に任ず、紅紫の織物の禁色をゆるさるゝなり、

又山鳩色も禁色なれバ、蒴黃色の中にもゆるし色あり、爲和集の歌に、紅梅の枝につけて云々、「世はかくぞ花も折りしる姿みよと匂ひふかめてゆるし色なる、是は紅の淺きなり、言繼集に、野の若草、「秋てそは千種にましれ春は皆ゆるし色なる

野邊の若草、是は萠黄のゆるし色也、又首夏藤、「青葉にもさきまじる藤の夏かけて梢に春をゆるし色なる、是は紫のゆるし色也、
右爲和集に出たるより、以下は禁色ならぬ、ゆるし色あり、
右の外に、日本紀略、延喜三十八年三月に、自本月一日可制止火色之、但紅花大一斤、爲染絹一匹之色本樣、とあり、又天慶五年五月に、自本月一日、一切禁止紅染深色、
桃染布は、ゆるし色なり、
飾抄に、仁平三年十一月廿一日、皇太后宮淵醉に云々、花山院中納言兼雅束帯已別當時忠着一斤染平絹云々、權大夫宗弘出衣、
延喜式衛門式、衛士桃染布衫、又彈正式縫殿寮退紅、
あらぞめは、一入染にて、あらき義なり、濃染に對する稱なり、
源氏物語、末摘花に、一花染の衣、示雅云、一染謂之縹、註今之紅色とあり、
夫木抄、久安百首、有芳門院安藝、「山もせに咲けるつゝじはさは姫にたがぬきかけしゆるし色そも、

證據を擧れバ、いくらも有るべけれど、うるさけれバ畧せり、只禁色は、青紅紫の濃色にて、文ある物を云ふ也、そは男官の禁色は、三位以上に文をゆるすとありて、四位以下文ある物を、ゆるされぬを、もて知るべし、

漫録

仲好し

礐窟主人

紅紫女學校の寄宿生の中に、梅子竹子と呼べる二個の女生ありけり。生れは仝じ年にて、共に此度二九の春を迎へしなるが。稚きより等しく此學校に學びて、一ッ室に起伏し、一ッ膳に飲食し、一ッ講堂に出でゝ、同一の書を學び來りし中にも、此二人のみ殊の外睦じく、其間膠漆も啻ならぬ迄なるに、譯知らぬ者は姉妹にやあらんと怪み、又仝じ寄宿にある者は、二躰同心と稱名して、羨みもしつ、猜みもしつ。」されども其面は其心の如くならす。容色は梅子の方竹子よりも、立ち勝りて美しけれど、其學識に至りては、竹子却て梅子に優れたれば、其負債は互ひに償へりとや







云はん。

今一ツ二人が間の差違を云はゞ、其身分の高下なり。梅子の父は貴族院に時めける子爵議員の一なれども、竹子は去る省に判任官を勤むる、中等以下の官吏の娘なりき。總じて女の淺間敷き心には、富める者の貧しきを侮り、卑しき者の位高きを羨むが常なるに、此二人の間には、さる鄙劣なる念は一點だに無く、譬へバ初春の空の、靉々として霞棚引ける如く、いとも長閑き交情なりき。

十二月の廿五日、冬季休暇の初日より、大方の寄宿生は皆自己が家に歸るを例となせバ、二人の少女も亦寄宿舍を出でゝ、各々自宅に歸へるとゝなりけれども。元より一日だに顏を見ざれバ、忽ち心地病ましき迄ある交情なれば、日毎に訪ひつ訪はれつ、邪氣も無き娛樂に年を暮しぬ。

兎角して正月の元日となりしかバ、兼て約束なしたる儘、二人打ち連れて師なる新井玉子が許に、年頭の禮を陳べん爲め赴きしに、折から他の女友も五六人居合せ、それに若き男客三四人混りて、歌骨牌の最中なり。

女友等は二人を見るより、挨拶も濟まさぬ中より、仲間に引入れんと頻りに勸む。二

人も元より好む道なれど、何かは徒に猶豫すべき、直ちに其群に投じて、暫時は勝負に餘念無かりき。

此時來合せたる男客の中に、一際目立ちたる若紳士一人あり。年齡はまだ卅に足らざる可し。容貌秀麗と云ふ程にはあらざるも、風采何處と無く鄙しからず。若き紳士に在り勝ちなる厭味も、此人には見出し難く、其割に交際振り巧にして、時としては興ある串戯など云ひ、又時としては凜としたる威儀を見せ、頗る面白げなる、賴もし氣なる男なり。

竹子は此紳士と顏を見合せたる時、其知人にてやありけん、輕く一禮を施したるが、思ひ設ふけぬ處にて逢ひたるを、心に驚きたるものゝ如く、また他に憚る處あるが如く、面さへさと紅らめたり。而して此怪しむべき素振を、早くも見て取りたるは、彼が最も親密なる、梅子一人のみなりき。

鬮を以て度毎に定めらるゝ組は、前回の敵も今回の味方とありて、豫め定め難きが例なれど、如何なる廻はり合せなりけん、梅子は屢々此紳士と組みぬ。否、大方度毎に此紳士と、肩を比べざる事はなかりき。されバ又彼自らも、後には何となく耻

かしげに、俗に所謂氣が差すと云ふが如き風情見えぬ。而して之を早くも見て取りたるは、彼が最も親密なる、竹子一人のみなりき。

斯くて日も漸く傾かんとする頃、此紳士は別を告げて立ち出で、引續きて他の男客も、思ひ〳〵に立ち去りしかば、此遊戲も此にて中止となり、各自退らんとせしに。はや晩餐の用意なしたれバ、何れも此方へ來給ひてよ。今宵は各位賓客なれバ、少しは馳走も致すべしなど、主人が戲れつゝ先に立つに、皆々其後に從きて、導かるゝまゝに奧なる座敷に通りぬ。食卓に向ひての浮世話は、無端彼の若紳士の身の上に及びぬ。誰が云ひ出せしとも知らず。

此時主人の玉子は、片頰笑みつゝ彼紳士が素性を語りぬ。其語る處に因れバ、――彼は今學士社會に錚々の名ある、平野松夫と云へる者にて。先つ頃某大臣に隨ひ、半年斗り佛の巴里に在りて、法理學の研究をなせしが、此程漸く歸朝し、今は去る省の參事官を勤むる者なり。性質至て優しく、學才亦衆に秀でゝ、而も尙無妻なりと云へる事まで、好き事のみ數へあげて、物問ひ度氣に一座を見廻はしたるは、此若き女等の心を惹き試さん底意なりけん。されども師の前なれバにや、只云はるゝ儘

に耳を傾るのみ、彼が批評を試みんとする者は、一人だもあらざりき。

暫時して食事も了はり、皆々別を告げて歸り行くに。例の二人も途すがら同じ車の上にありて、一先づ梅子の家に歸りしが。如何にしけん彼の梅子は、始終物思はしげなる面持にて、語を交ふる事だに稀なれバ、あまりの不思議さに、竹子ハ梅子に打ち向ひて、卿は何事をか思案したまふと問ひしに、何事も思案はせずと答ふ。何とやら心地惡しげなりと云へば、實は昨夜より風邪の氣味にてと云ふ。——吁此一句、此ぞ彼等二人の間に、僞言の響きたる最初なりける。

* * * * * * * * *

不思議や二人の交情は、此時よりして漸く疎くなり行き、而も其をば恢復せんと、勉むる風も見えず。——二人は共に語を交へざるに非れども、其言語は以前の如く、腹の中より涌き出るにあらずして、口の先より揉み出ださるゝなり。自然にあらずして、故意となれり。

果は他の女友の眼にも止まりて、彼等は何が故に、近來斯くは疎ましくなりしぞ。如何なれバ二人共に、不愉快なる面持のみなせるぞト、怪訝しさの餘りに、竹子に就

きて其所以を問へば、吾も知らずとて面を外向け、梅子に就きて其起因を尋ぬれば、さる事無しと不興氣に云ひ放つ。——而して彼も是も、共に此質問をば厭ふものゝ如し。されど斯く二人の疎ましく成りたるも、其元因を知る者は遂に出でず。恐らくは彼等自身も、明かには説明し得ざりしならん。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

やがて半月斗り經ちて後、都下の三四の新聞は、艶福學士と題して、面白き雜報を掲げぬ。其一項を讀みもて行けば、先き頃迄佛の都に在りて、法理を研究せし某學士、此程歸朝して妻を迎へんとせしに、此人未だ彼地に滯在の砌、淺からず交際せし女あり。身はいとも鄙しむべき職業を爲す者なれども、たゞ學士の才貌を慕ひて、此程其跡を追ひ來れるが爲に、學士の縁談は遂に破れて、無余義其碧眼孃を、堂に入るゝ事となりぬ云々と、問はでも知るき平野松夫が醜行を、只僅に氏名を蔽ひ隠るまでにて、いと詳かに書き記したるものなり。此一項に眼を注ぎたる幾多の少女は、果して如何なる感やありけん。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

不思議や此時より、梅子竹子二人の交情は、再び以前の親密に戻りぬ。彼等はいと樂しげに語りぬ、いと面白げに笑ひぬ。只談の平野學士が身の上に及べる時のみ、互ひに面を外向けて眉を顰めぬ。——何が故にや、吾は知らず。

右者『二人の女友』と題して、アレキサンプル、バラアズが、小品文中にあるものなるを、今其意を譯して此處に掲ぐ。其原書に舞踏會とある處を、吾が國振りに歌骨牌會となせしも、強ち時好に適はせんが爲めのみならず。讀者宜敷推したまへ。

磐窟識

女誡和解（承前）

内藤燦聚寄送

曹大家女誡和解

後漢の曹大家名は昭、あざなは惠班、一の名は姬といひ、大家と號す、家は姑と同じ大家は女子の尊稱なり王相が注に大家の號は和熹鄧太后より賜ふ所なりといふ扶風の班彪といふ人の女にて、同郡の曹世叔の妻なり、博學にして才高く、夫の世叔は早く卒せしかど、節行法度あり、兄は班固とて、前漢書の作者なり、其の前漢書のうち八表および天文志は、いまだ成就せずして卒せしかば、後漢の和帝、昭に詔して、東觀の藏書閣に於て、踵で是をつくらしむ、帝しば〳〵宮

中にめして、皇后および諸の貴人をして、師としつかへしむ、よつて女誡七章をつくり、內訓を助ることありといふ、班昭のつくれる女子の誡なれば、班昭が女誡といふべきを、曹大家の女誡といふは、班昭は曹氏の妻にて、大家と號し、世もつて曹大家と稱すれば、此書を曹大家女誡と名づくるなり、」和解とは、和は和語なり、解はとくなり、漢文にしるし、義理を、和語にやはらげて、ときさとすゆゑに、和解と題するなり、」

女誡

誡はいましむるなり、いましむるといふは、つげさとすの意にて、また禁止するの意をふくみ、女子の身のうへ、あけくれのことわざにつき、かくは爲べからずと禁じとゞめ、またかくの如きことは、爲べきことゝ、敎さとすあり、」

卑弱第一

卑はいやしきなり、弱はよわきなり、卑弱とつらねいふときは、其身をいやしとし、人にくだることにて、人にさきだゝず、しかも物和らかに、ものごとたをやかにするをいふ、」女子の道は、卑弱を專とすれバ、女誡七章の始に、まづ卑弱の章をおきて、卑弱のことを述いましめ、一章の名とするなり、」章はあやなり、たとへバ織物の摸様、紋柄ある如く、言葉のあやとりて、その道理をのべつゞるをいへるなり、」第一は、次第順次にて、一二三と次第をあかし、其章をわかつなり、卑弱第一、夫婦第二、敬愼第三、婦

行第四、專心第五、曲從第六、和叔妹第七、是其次第順次を以て、其章をわかつこと左の如し、」

古へ女を生ば、三日これを牀下に臥せ、これに瓦塼を弄せしめ、齋して告ぐ、これを牀下に臥ることは、其卑弱にして、人にくだることを主とするを明にするなり、是に瓦塼を弄せしむるは、其勢にならひ、勤を執ことを主とするを明にするなり、齋して先君に告るは、祭祀に繼ことを主とすべきを明にするなり、

古女を生ば、三日これを牀下に臥せ、これに瓦塼を弄せしめ、齋して告とは、いにしへ女子を生ときの作法を擧て、言葉を發するあり、」詩經の小雅斯干といふ篇の句のうちにも、女を生ば、これを地に寢しめ、これに瓦を弄せしむとあり、」牀下はゆかした、瓦塼は紡塼とて、つむと訓ず、つむは糸苧をつむぐに用る器なり、」齋して告ぐ、（案ずるに下の文先君に告といふさきはこゝ先君の二字脫落するに似たり解は下に詳にす）これを牀下に臥するとは、其卑弱にして、人に下ることを主とするを明にするなりとは、牀下は、ひきくいやしきところなるが故に、わが身をいやしとし、人にさきざゝざるなり、卑弱の解は、前に述るが如し、主とは專にするをいふ、女子生るれば、まづ卑弱の道を、第一に敎へさとすあり、」これに瓦塼を弄せしむるは、其勢にならひ、勤を執る事を主とするを明にするなりとは、瓦塼は前にいふ糸苧をつむぐに用る器なり、婦人生涯の勤とするは、紡績紡織の業なれど、そ

のつとめとすることを明にせんと、その器をつくり、もてあそバしむるなり、今のならはしに、男子には破魔弓、女子には羽子板、手鞠など、造り與ふる如き類ひなるべし、勞に習ひとは、其の手業のいそがはしきことを、ならはしむるをいふ、」勤を執とは、其勤とする所を執行ふをいふ、」齋して先君に告るは祭祀に繼とは、齋は齋戒にて、心を洗ひて清め愼しむなり、先君は先祖なり、能く先祖のまつりにつき、つかふまつる事を明にせんと、その事を先祖に告まゐらするなり、」

三のものは、蓋女人の常道禮法の典教なり、謙讓恭敬にして、人を先にし己を後にす、善あれども名とすることなく、惡あれども辭する事なく、辱を忍びて垢を含み、常に畏懼するが如くにす、是を卑弱にして、人に下ると謂ふなり、

三のものとは、人に下りて卑弱にすることゝ、紡績織縫の勤を執る事と、先祖の祭祀につかふまつることゝの三つなり、」蓋とは發端の言葉にして、端を改め、三のもの丶理を重ねさとすなり、」この三のものは、女子の常とする道にて、禮義の法とすべき、常の敎ありといふ事なり、典も常と同じ、女子の常とする所をいふなり、」謙讓とは、謙はへりくだりしたがふなり、讓はゆづりしりぞくなり、」恭敬とは、うやまひつゝしむなり、わけていへば、敬ひ愼む容を恭といひ、敬ひ愼む心を敬といふ、」善あれども名とすることなくとは、己が善事あれども、其善を善とし

て、人にはこらざるなり、」悪あれども辞する事なくとは、辞はことわるなり、人にあしざまにいはるゝとも、我が善を善として爭ひことわり、我が意を立ることをなしとあり、」辱を忍び垢を含むとは、辱ははづかしめなり、垢はあかつきけがるゝなり、忍はものに堪るなり、含はつゝみふくむなり、たとへ人に辱を受るとも爭ひことわらず、能く其事を堪忍び、ものゝ垢つき穢るゝが如く、その辱を受けつゝみ居となり、」常に畏懼するが如しとは、畏は恐るゝなり、常に人にへりくだり、順ひ譲り、退きて畏れ恐るる事あるが如く、己を慎しむを、卑弱にして人にくだるといふなり、

晩く寝、早に作て、夙夜を憚るとなく、務を私事に執て、劇易を辞せず、所作かならず成し、手迹整理す、これを勤を執といふなり、

晩く寝、早に作て、夙夜を憚ることなくとは、晩は晝と夜とのさかひにて、日のくるゝ事なり、通じておそきと訓じ、夜のふくるをもいふ、これ夜は晩く寝るなり、早は朝なり、作るは起るなり、夙夜とは、夙はあしたといふとなり、憚はおそれいみいとふなり、夜おそく寝、朝とく起る事を、いとひいみおそるゝとなしとなり、」務を私事に執て、劇易を辞せずとは、務はあけくれに為す業なり、私事とは私の事にて、女子は家内の事をつかさどれど、私事をとるは、女子の務とする所なり、」執はとりあつかふなり、一家の内の事々をとりあつかふに、夜のふくる

も、朝の早きも、いとひいみ怠らず勤るをいふ、」劇易とは、劇はことはげしくせはしきなり、易はことすくなくたやすきなり、辞せずとは、ことわり退くとなきをいふ、ことの劇しくなしがたきも、いとはずなし、たやすきとは猶更、ことわり退く事はなきなり、」所作必成し、手迹整理すとは、所作は業なり、必成とは、なすべき所の事をなすをいふ、手迹とは、迹はあとなり、手業のとぐるをさして迹といふ、なすべき事を成し得れバ、地を踏て跡つく如くに、業を遂るを迹ありといふ、整理とは、整はひとしくとゝのふなり、」理は治むにて、璞を段々に研磨きて、光ある玉となる如きを、治といふなり、」此の如きを女子の能勤を執と謂なり、」

色を正しくし、操を端しくして、以て夫主に仕へ、清靜にして自ら守り、戯笑を好むことなく、酒食を潔齋にして、以て祖宗に供す、是を祭祀に繼と謂なり、三のもの苟も備り、名稱の聞ゑざる、黜辱の身に在る事を患ふる事は、未だ是を見ざるなり、三のもの苟も是を失へバ、何ぞ名稱の聞ゆべく、黜辱の遠ざかるべきことあらむや、色を正しくし、操を端しくすとは、色は容色なり、操は心だてをいふ、正も端も、たゞしきとにて、かたちと心と、其の正しき事を同じくするをいふ、」夫主とは夫の事なり、夫は一家の主なれバ夫主といふなり、」清靜にして自ら守るとは、清はきよくすむなり、靜はしとやかにしづかなるなり、清靜とつらねいへバ、其の心清くす

みて濁ることなく、靜に心治りて、物事に己が清く靜なる心を、濁しさわだてられざるをいふ、」自守るとは、自は己が身をいひ、他にかゝはらざる言葉なり、守とは、たもち失はざるなり、夫に對して、顔容心だて操を端正しくし、其上此二を守り保ちて、失はざるやうにするなり、戯笑を好むことなくとは、戯はたはむれ、笑はわらふことにて、みだりがはしくたはむれ、聲高にかしましく笑ふことなきをいふなり、是上の句の自守るといふ事を、重ね述て深く戒むるなり、」酒食を潔齋にしてとは、酒食とつらねいへど、先祖の祭に備供する物にて、酒肴萬のたべ物をいふ、潔齋とは、いさぎよくとゝのふなり、祖宗とは、先祖をさしていふ、前の祭祀に繼に、主たるといふことを重ね説くなり、」三のもの苟も備りとは、卑弱及び勤を執り、祭祀に繼との三なり、苟もは、かりそめといふことにて、大凡にいふ言葉なり、備りとは、とゝのひてかくることなきなり、」名稱の聞えざる、黜辱の身に在ることを患るとは、未だ之を見ずとは、名稱はよき名の譽なり、黜辱とは、黜はしりぞけ下すなり、辱ははつかしめなり、己が身にあしきことあれど、人にしりぞけ下され、辱をうくることなり、これ名稱と表裡をいふ、三のもの備り欠ることなければ、名稱は求ずして聞えざることとなく、黜辱も遁れ免れて、その患己が身に至らず、よりて患恐るゝことなしとなり、苟此三のものを失へば、何ぞ名稱の聞ゆべく、黜辱の遠ざか

るべきとあらむ哉とは、失ふは得るに對していふ言葉にて、失ひ亡すなり、この心は、三の者を失へば、名稱の聞ゆべきこともなく、黜辱の遠ざかるべきこともあらじとなり、哉とはかへる言葉にて、表裡並説て、善惡の分を明にし、深く誡めさとすなり、」（卑弱第一丁）

吉田松陰の書簡

萱の舍寄送

先生常に孝義友愛の情厚く、父叔兄に贈るの書頗る多し、皆眞情を吐露せざるはなし、曾て獄中より其の妹に答ふるの書あり、懇切周到、今之を讀むに、平生の情義、紙面に溢るゝを覺ゆ、

十一月二十七日と、日つけ御座候御手紙、幷九年母、みかん、かつをぶしともに、昨晩相とゞき、かこひ内は、ともしくらく候得共、大がい相わかり候まゝ、そもじの心の中をさつしやり、なみだが出てやみかね、夜着をかぶりて、ふせり候得共、いよ／＼涙にむせび、つひに夫なりに寐入候得共、まなく目がさめ、よもすがら寐入り不申、色々なる事思ひ出し申候、そもじや、父母樣や、わに樣の御かげにて、きものもあたゝかに、給物もゆたかに、おまつさへ筆紙書物まで、何一ツふそくこれなく、寒さにもまけ不申候間、御安心可被成、そもじ御家、をばさまも、御なくなりなされ候事なれど、そもじ萬たん心懸候はでは、相すまぬ事、ことにをぢさまも、年まし御よはひ高く被爲成事ゆゑ、別して御孝養を盡したべかし、又萬子も日

日ふとり可申候得ば、心を用ひてそだて候へ、赤穴のぞわさまは、御まめに候哉、御老人の御事、萬事氣をつけて上げ候へ、かゝる御老人は、家の重寶と申ものにて、金にも玉にも、かへらるゝものに無之候、そもじ事は、いとけなき折より、心得よろしきものとおもひ、一しほ親く思ひしが、此ほど御文拜し、いらざる事まで、申遣し候なり、

別にくだらぬ事、三四まい、したゝめつかはし候間、おとゝさまか、梅兄樣に讀、よき樣に寫しもらひ、少しは心得の種にもなり可申候、扨御たよりの中にも、手習よみものなどは、心かけ候へ、正月には、一日はやぶ入り出來可申哉、あに樣の御休日をえらび、參り候て、心得になる噺ども聞候へ、拙も其日分り候はゞ、昔噺なりとも、認め遣し可申、又正月には、いづくも、つまらぬ遊び事をすることに候間、それより、何か心得になるほんなりとも、讀でもらひ候へ、貝原先生の大和俗訓、家道訓などは、丸き耳にも、よくきこゆるものに候、又淨瑠りぼんなども、心得ありて聞き候へば、隨分役にたつものに候、扨又別に認めたる文に付、うたをよみ候、こゝにしるし侍りぬ、

文見ぬさきに君を思ひて
賴母しや誠の心通ふらん

右したゝめたるは、そもじを思ひ候より、筆をとりぬるが、其夜そもとの文の到來せしは、定めて誠の心、文より先に參りたる哉と、たのもしくぞんじ候まゝ、かくよみたり、

三日

別紙

凡、人の子のかしこきも、おろかなるも、よきも、あしきも、大てい父母のをしへによる事なり、就中男子は、多くは母のをしへを受くることと、また其大がいなり、乍去男子女子ともに、十歳以下は、母の敎を受くる事、一しほ多く、或は父はおごそかに、母はしたし、父は常に外に出で、母は常に内にあればなり、然れども子の賢愚善惡に關する所なれば、母の敎へ、ゆるかせにすべからず、併し其敎へといふも、十歳以下小兒の事なれども、言語にてさとすべきにあらず、只正しきを以て、かんずるの外あるべからず、昔聖人の作法には、胎敎と申事あり、子胎内に舍れば、母は言語立居より、給べものなどに至るまで、萬事心を用ひ、正しからぬ事なき樣にすれば、生れる子形體正しく、器量人に勝るとなり、物しらぬ人の心にて、胎内に舍れる、みきゝもせず、物も言はぬものゆゑ、母が行正しくしたりとて、などか通ずべきと思ふべけれども、こは道理を知らぬ故、合點ゆかぬなり、凡、人は天地の正しき氣を得て、形を拵へ、天地の正しき理を得て、心を拵へたるものなれど、正しきは、習はず敎へずして、自然持得る道具なり、ゆゑに母の行正しければ、自然かんずること、更に疑ふべきにあらず、是を正しきを感ずると申なり、まして生れ出で、目も見え、耳も聞え、口も物いふに至りては、たとへ小兒なれどもて、何とて正しきに感ぜざるべきや、扨また正しきは、人の持前とは申せども、人は至てさときも

のゆゑ、正しからぬ事に感ずるも、亦速かなり、能々心得べきことならずや、因て茲に、人の母たるもの丶行ふべき、大切なることを記す、此他ちいさき事は、記さずとも、人々辨ふ所なれば、畧し置ぬ、

いろはだとへにも、氏よりそだちと申事あり、子をそだつることとは、大切なる事なり、一夫を敬ひ、舅姑に事ふるは、大切なる事にて、婦たる者の行、これに過たる事なし、然れども是は、誰しも心得ぬるものなれば、申さずともすむべし、扨肝要は、元祖以下代々の先祖を敬ふべし、先祖をゆるかせにすれば、其家必衰ふるものなり、凡人の家の先祖と申すものは、或は馬に乘り、槍を提げ、數度の戰場に身命を擲ち、主恩の爲に働きたるか、或は數十年役義を精勵し、尋常ならぬ績を立てたるか、或は武藝人に勝れたるか、文學世にきこえたるか、何にもせよ、一方ならぬことありてこそ、百石なり五十石なり、知行を賜り、子孫に傳ふるなり、其以下の先祖と申ものも、夫々御奉公其筋を遂げたればこそ、元祖同樣に、知行を賜りぬる事なり、この處を能々考へ、この一粒も、先祖の御蔭と申ことを、寢ても覺めても忘るゝ事なく、その正月命日には、先祖の事を思ひ出し、身を潔くし體を淸め、是を祭り奉りなどすべし、又一事を行ふにも、先祖へ告奉りて後、行ふ樣にすべし、左すれば自分邪事なく、する事なす事、皆道理に叶ひて、其家自ら繁昌するものなり、若し此心得なく、己が心に

まかせて、吾儘一ぱいを働きなば、如何で其家衰微せざらんや、聖人の教は、死去りて世に居玉はぬ、親先祖に事ふる、現在の親祖父に事ふる如くすべしとあり、今親祖父現在し玉へば、何事も思召を伺てこそ行ふべきに、世に居玉はぬとて、先祖の御心も察し奉らず、吾儘許り働くは、是を先祖を死せりと申し、勿體なき事どもなり、婦人は、己が生れたる家を出で、人の家にゆきたる身なり、然れバ己が生れたる家は、先祖の大切なる事は、生れ落るときより、辨へ知るべけれど、やゝもすれバ、行きたる家は、先祖の大切なるに思ひ付ぬ事もあらん、能々心得べし、人の家に行きたる家が、己が家なり、故に其家の先祖は、己が先祖なり、ゆるかせにする事なかれ、又先祖の行狀、功績等をも、委しく心得置き、子供等へ昔話の如く話し聞すべし、大に益あるものなり、

（未完）

童子必誦いろは歌

こは林子平先生の、童蒙に示されし伊呂波歌ありとて、送りこされたれバ、今こゝにかゝげて、いさゝか童幼を裨補せんとす、

いとけなき人もよくきけいろは歌
　五つの常の道しるべぞと
ろなうそよ貴きいやしきいはずして
　年たけまさる人をうやまへ
はな息はしづかにながく臍下まで
　ゆくが文武の氣くらゐのもと

にん〳〵におのが身の上つゝしまで
余所のよしあし云ふぞ拙き

ほど〳〵の禮義わするな朝夕に
心安しとかたる中にも

へりくだり人をうやまふ程ぞよき
己れを先にするは不禮よ

とにかくに人のあしきと僞はりは
いふなかたるな是れぞ愼獨

ちゝはゝの恩は須彌山わたつ海の
高さ深さのかぎりなければ

り非は只ひいきの沙汰を取のけて
理の當然を明白にせよ

ぬきんでゝ我しりがほに物いふな
人の智ゑには上に上あり

るゐをはなれゑせもの風を好むなよ
あたりさはらぬ身持こそよき

をしやほしや可愛くひたい物なれど
こゝが良知と義理の用場

わるざれのはては口論けんくわなり
たはふれ事も程よきぞよき

かう〳〵に五つのしなのあるぞかし
よくわきまへて親につかへよ

よみかきはまづ一の藝其つぎは
かたなにやりに弓馬と知れ

たしなめよ耻は卑賤にかなしみは
ひんより上の事はあらじな

れい儀には其の程々の差別あり
足ぬは不禮すぐるつゐしよう

そだちがらよきは其身のほまれかは
　親祖父の名もあぐるおりけり

つら癖のわるきは胸のよこしまの
　穂に出るなりよくかへり見よ

ねんりきは岩をもとほす習なり
　勇氣ゆるむな心たるむな

なに事もうか〱せずに精出せ
　月日は鳥のとぶよりもとし

らくをこのみ文武の藝もせぬ人は
　君への不忠親への不孝よ

むか〱と腹のたつ時かへり見よ
　理か非かまたは短慮なるかと

うつりやすき心は人の大けぢよ
　くりにすれども黑まぬぞよき

ゐながらに唐のやまとの名所をも
　知るは歌よみ詩つくるの徳

のちといはず直にあやまち改めよ
　延ればわすれをこたりもでる

おのれよく正して友にまじはれよ
　人のあしきは我あしきなり

くるゝより讀書精出せひるの間は
　武士のわざ又は六藝

やすらかに物いひならへかりそめに
　理くつがましく言葉つかふな

まことだにかげひなたなく勤めなば
　たすけあるべし天地の神

けふといひあすといひつゝ怠れば
　老行く年ぞ悔てかへらぬ

ふ禮をも不禮と知らぬ人はたゞ
　かたちは人よ胸はちくしやう

こゝろをバいかせ殺すなかたよるな
　高くちいさくのびやかにもて

えん慮なく人に物言ひすぐすなよ
　一度の過言かへらざりけり

てゝんこうこれ放心のしるしなり
　心とまれバこのくせはなし

あしたには早くおきつゝ氣を正し
　とく相應のけいこ事せよ

さけのまバいよ〳〵心とりしめて
　まけされまじとはそを固めよ

きもちをはやすく大きくかどもなく
　ゆだんをせずに拔目なくもて

ゆだんより小事大事になるものぞ
　心をつけよ事のはじめに

めには見て心に見るな鼻にかぎ
　心にかぐな穢れくさみも

みもちをバ親子いへの子飢さずに
　凍えぬためにけんやくをせよ

しよじやくをバかず〳〵よみて事のあと
　多く知るべし迷さむべし

ゐにかゝバさぞ見ぐるしくむさからん
　我が日々の不禮不行作

ひと言のちがひもおだに食まじと
　をさなき人もおもひ設けよ

もろこしの書のみよまず日の本の
　記錄軍談たえず見るべし

ぜひぞよくわきまへ習へとやかくと
　きれはなれざる人ぞつたなき
すきにのみふかくあづむは志しを
　うしなふ種とかねて知れかし
右そらよみ致さすべし
天明六年九月　仙臺　林子平　誌

明治廿五年十二月十五日、三井八郎右衛門氏へ、前田利同君の令妹、結婚式ありし概畧也、双方祝式を執行せしは、有住齊氏なり、同氏の直話を書取、左にあらはす、

長屋基彦

一當日、諾冊二尊の神饌を設置す、
一床上帽額水引白絹、敷絹畧之荒薦を敷、

中央

白木三方蝶高立花形付
五色敷米若竹糸花
白絹糸掛總角結留
瓶子 雌

白木三方四方に幟を立
蝶高立
五色敷米
飯櫃形曲物
山草糸花芨絹糸總角結
置鳥　一番
正物

老松竹梅下草糸花
四隅海老を立赤絹糸總角結
白木尺一寸三方蝶高立料
紙檀紙裏紅紙餚包同上
熨斗包仝上土色敷米
龜一ッ下臺蹶足
鶴巣籠
鏡餅　紅白　一備　下札

右に同
水草糸花
置鯉　一双
正物

右に同じ
瓶子 雄

床下に銚子提子　白紙裏紅紙雄雌蝶若松糸花　三ツ盃銀
溜大重土器白木三方より載て飾置

祝膳

一長熨斗蚫白木三方　敷紙頭包檀紙金銀水引梅結付
　結熨斗　結昆布　山椒　米
　小角木高立裏紅紙
　熨斗　五本

一引渡餜　白方三木
右に同じ　昆布　五本
上に同　勝栗　五
耳土器　尺長箸柳
白木六角蓋蝶高立
輪蝶高立亀足付
貝盛

一雑煮餜　白木三方
右に同じ　五種盛
四斗土器輪据　雑煮
餅五枚　里芋　大根　栗　結熨斗　結昆布　花鰹　銀の箸
大重十器輪あり
桔梗高立銀箸
乾天盛　花盛

一吸物餜　白木三方
右に同じ　湯盛
右に同箸　吸物鯛　左箸　右箸

一猪杯　白木三方　間土器
右三三九度所用

一色餅　白木三方　折据于持箸付　耳土器　尺長箸

一星物　白木三方　三斗　土器　桔梗高立　蛤盛亀足あり
一島臺　二尺　老松糸花高砂翁媼衣裳着　盃一　金箔
一押臺　白木三方　鶴鴻一双　岩組　稲穂下草　耳土器
糸花　餝子　結熨斗　結昆布　尺長箸
一菓子　白木三方　餅高折　十二組　若松紅白梅糸花
亀足付
右色直所用
右の他三汁八菜　帛料理　献立畧　奥八郎兵衛所扱也
一寝所盃は、女鑑に辨へ置たる如く、礼式にあらざるが故、島臺、押臺、色飾、銚子和合蝶　床に飾付重たる迄也、

當日手續

一里方出門、及近傍、着車之注進有之、家扶家従導して、小座敷に入、
一同門内に出迎、先移女中以下、玄關上に迎、先
但嫁白装束童髮、女中被受廣蓋、持之後

進、此以前小部屋に熨斗鮑飾付置、茶菓進之休憩、

一侍上臈、及媒介夫婦對面ありて、直先導祝席に出座、

但婢女被受之廣蓋を持侍座す、

一式掛より時刻宜敷旨を報ト、壻出座、

但此節被衣を脱し、廣蓋に盛、侍女撤之、

（未完）

寒紅梅

中村花痩

其十七　（大團圓）

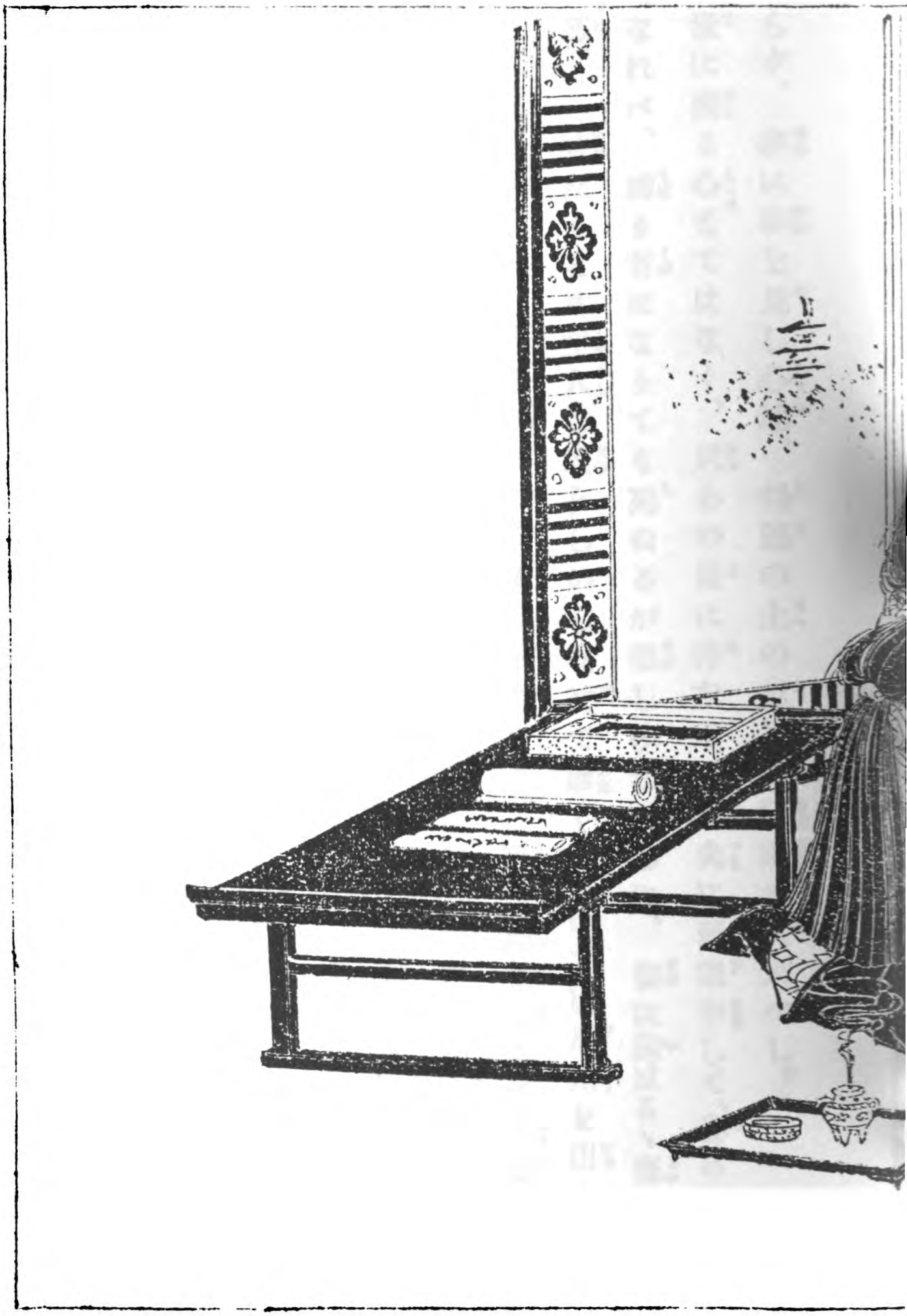
寄せ來る敵もなきに白刃を研ぎ、攻め行く敵も持たぬに鐵砲に玉を籠むるは、抑も如何なる譯ありてぞ、油斷は大敵といへど、餘りなる倉皇てかたなり。と武者溜りの準備計らずも垣間見たる勝は、事あるごとに聞き流さぬ兎耳の侍女を捕へて聞けば、確執の相手は我古主なる織田家と、仔細精しう話されて會得しぬ。

知らざりき、知らざりき、何事も糸を手傳れば、原因は皆この身一つに集るべし。思ひ出せむ過ぎし年、夫八彌の殿、七郎左衛門が闇の白刃に掛り給ひて、朝も待たで露と消え給ひし時に、生甲斐もなくて共與にと思ひしが、我身一人の外は別に親族

も無きことゝて、無念の一太刀怨むものも有りと覺えねば、せめて可弱き腕ながら佐久間の身躰に傷なりと附けて、それを冥途の土産に再び面謁申さんと、惜しからぬ命をこの世に殘すことゝ仕たり。

強ひて留めらるゝを強ひて願ひ、無理に暇を乞ひ申て館を出しが、近寄る術もなく、仇讎の住む所は知りまた眼前へ置きながら、一日二日と空に過ごし行く實情なさ、それも神の救助か淺薄なる企計圖に當りて、首尾よく齋藤殿に奉公し、附けつ覗ひつする素知らぬ顔も曉られず、本望は三月十五日山の端出る朝日影に遂げたり。織田殿の館を出るときにも、七郎左衛門は強の仇敵、女の細腕などに闇々掛かるものに非ず、手傷負うたる野猪の擧動して、本望も得遂げぬあたら犬死は、愚痴き極まりなれば、刄向はん時あらば密と人をして知らせよ、心待ある武士を貸さんと呉々も仰せたりしが、救援手有る仇讎討は武士の妻が面晴れならず、例之佐久間が刄に殪れて無念に無念は重さぬるとも、人の刄は借らずと思ひ定めぬ。されば身は膾に刻まれても、只一と太刀七郎左衛門が血を染むれば、凝結りたる無念は散らすべきに、數多の武士が面前に名乘りを上げて、強敵の命遣れ貰ひ受けしは、我れながら





思ひも寄らず、夢に夢を見し心地、得隴の上の望蜀の極端と云ふべし。最早この世に殘る心とてはなく、只あの世に待たるゝ我夫に面謁申して、誉められたるが充滿なれバ、縛り首になりても死ぬるが樂しみなりしに、切に云はるゝ齋藤の夫人が御仁慈、一時たりとも主人と頼みしからは捨て難く、重ねては尾州を出しとき、首尾よく仇讐討ち負せて、万に一つこの身の命あらバ、再び歸り來りて夫婦が御恩賄り一人にて荷ひ申さん。と約束申しゝ言葉を思ひ出だし、云はるゝ儘になりて美濃を出で、三河へこの身を忍びしは、我が惜しからぬ命捨て惜しみたるにあらで、恩義に暫時命を預けたる迄なり、然るにそれが仇となりて、聞けバ兩家の確執、盤石の下に置く累卵の危急に迫りしとや、空吹く風とは聞流し難し。

一方は古主一方は眼前の恩人、それが采配の下に衆多の人が血を流すを見ては、安穩として居らるべきか。罪なきものそこの身一つの爲に殺して、他所見が成るべきか、兩虎の闘へバ一虎は傷くべし、何方に傷きても恩を仇にて返すと同じく、自から刃は手に持たぬも、その罪は逃れ難くて、叫喚地獄の責苦ぞ恐ろしき。殊更思ひ遣らるゝ哀慟は、いよ／＼兩家の旗の手動くとならバ、三郎殿が夫人も尾州へ送り

返すとやら、離れぬ中の鴛鴦に隔ての柵となり、連理の生木を幹より裂く楔となるは、怨懟のこの身に被り、如何憎しと思はるゝか知れず。この身夫に死別せし哀慟に比べて、これは生別の又一しほ、覺えあることゝて忍び得べしとは思へず。知らねばそれまで、知りて葛城の神となり、惜しからぬ世に罪を重ぬるは、淺猿しきことなり。

玄蕃が弟を討たせたる怨懟は、我が身が夫を失ひしにてよく知りぬ。貰ひ受けたしとの使者來たりしも知れは、乘り物を松のむら立つ畷道、忍者が切つて掛りたる、刄は、何の怨懟と云ふことも知りぬ。然程までに玄蕃が垂涎のこの命、投げ出して遣りたりとて大事なけれど、三河の殿に預けたれば今更自儘にもならず。この城拔け出して密つと尾州へ歸り、望むものゝ手に掛からば、兩家に研ぐ白刄も其儘に元の鞘なるべきも、左樣とは知らぬ世の人の口の端に掛り、徳川殿こそ尾州に刄向ひ難く、見懸けて頼むと云はれし女を、密かに追ひ出したりなど噂せられては、折角の盡さん心も、曇らぬ武門に却つて泥を塗る仕業となるべく。是れも亦恩を仇なり、斯くと知らぬ身は此處に預けましものを。

起てバ頭を打たれ、坐れバ膝を突かれ、居るにも居られぬ今の境遇、一つには兩家の確執を以前通りの和好となし、一つには鴛鴦の中に荒波も起さず、最終には我が身が四方八方に繋るゝ恩義仁慈の數々に酬ゆるは。と勝女は我が部屋に只一人、既往未來を考へ起し、雪を欺く頸筋長く延して、眼を閉ぢ唇を結び、手は膝に重ね合せて死したる人の如くありしが、暫時して莞爾と笑み、靜かに四邊を見廻したる樣れ、常時に變りたることもなく、共に沈み掛りたる短檠の灯火を掻き立てゝ、屹然と坐り直せば、時を報らす櫓の大鼓冴ゑ渡りて、丑滿頃の夜を破りたる餘響は、腸に對へて膽寒氣あり。

その夜は明けて次の朝なりけり、三郎の夫人の用を傳へんとて勝女が部屋へ去り行きし侍女、怪たゝましき聲して事有りと云ふに驚かされ、局頭何事ぞと障子越しに覗けば、哀れ昨日まで咲きほこりたる花は、知らぬ間にぞ散りける。

疊二枚を還して裏を出し、その上に蒲團を布きて、四端を内面へ折返したるは鮮血を外へ流さぬ爲めなり。立て廻したる屏風の金地に今日のみは艶の無くて、狩野が刷毛書物淋しく、一筋も亂れぬ頭髪名香薫じて、膝緊めたる帛布の結び目固く、笑

うて死に行きし證據は、身を殺したる正宗の短刀、血を拭うて鞘に納め有るにて知れぬ、俯伏す枕上に机一脚、殘んの烟香炉に咽びぬる傍に、只二通の遺書を供へて、尾州と當城の主に淺からぬ心を殘す。

彼も是も涙に解けて、鞘走りたる白刄は血にも泣かず、織田德川の間に隔てなくなりて、和好は以前の如し。

訪ふ人あらば訪ひねかし、三河は岡崎の市街なる大樹寺に墓印一基、三百餘年の苔に埋もるれど、その名は朽ちぬ寒紅梅、年々の春に笑ふめり。

文林

述懷　　　近衛　忠熙

埋火にすみさしつゝも悔ゆるかな
　なにの道をもおこし得ぬ身は

閑庭雪　　　東久世通禧

のどけさは風にさわげる落葉さへ
　埋みはてたるにはのしらゆき

林中雪　　　植松　有經

暫くはわとつけ兼ねてみやつても

みはしのもとに雪をみるらん

雪中祝　阪　正臣

玉ぼこの道ある御代は小ぐるまの
ゆかぬ里なしゆきはふれども

社頭雪　鎌田　正夫

つね來ても心しづかになるものを
雪こそつもれかみのひろまへ

名所千鳥　林　甕臣

夕ざれバしほ風さえてあられふり
かしまが崎にちどりなくなり

霰　西川須賀雄

あけわたる狩塲の小野のあさ風に
鳥もみだれてふるあられかな

寒紅梅十六　岡部　譲

色かへぬ松のみさをのたかければ
さそふあらしも甲斐なかりけり

述懐　糸山　貞幹

難波津におふと云なるよしあしを
くちにはいはじ耳にきくとも

寄國祝　上地　信光

あには潟いでいる船のけぶりにも
國のさかえはしるき御代かな

引田部赤猪子　佐々　豊水

三輪川のみつはくむ迄おいはてゝ
ときし心のかゝみさやけし

氷　三浦　千春

には鳥の浪のかよひぢたえてけり
こほりや水のせきとなるらん

霧中山　　鍋島榮子

草まくら結ぶむかしにひきかへて
　ふかき山路もやどはありけり

江水鳥　　蜂須賀隨子

あつ氷むすぶいり江にうちとけて
　眠るはをしのつがひなりけり

霧中山　　前田朗子

旅ごろも日をふる道にみるとみる
　やまはすがたのかはりける哉

竹　　小池道子

なか〳〵にあかれぬものは珍しき
　ふしなき竹のすがたなりけり

寒樹交松　　尾崎すう子

たちまじる松によはひや杉の木の
　枯れたる枝にあらしふくなり

姫島日記第三（承前）

故　野村望東子

春雨のふり續く淋しさ、やらんかたもなし、

春の雨はよをわび人のうき草の
　しげれかしとてふる氣色哉

風いたき日に、つりふねの行くを、

さゝかりはめに社見えね人毎に
　嵐のふねにのらぬ間ぞなき

過ぎしころ聲絶えつとて、哀しう思ひたりつる鶯の、此のごろも、たゞ同じところに來て鳴くが、いみじう哀れに、嬉しうりつるを、誰人か銃にて打ちたりとて、童が持て行くを見るに、胸もつぶ

れて、
鶯をまことと打ちしやなさけあや
　あなひとげなやさも心なや
と目さへおし拭はれて、
友は皆はあれ小島にかつなるゝ
　鶯にさへわかれつるかな
海をへだてたる畑ども、うち見るにも、
春の日に畑の大根もあらはして
　つちにこもらぬ心みゆなり
青やかなる草のあがきに、春の日ののびやうも知るし、
くれゆけバ且もえまさる島山の
　野山に續くあまのいさり火
今宵あかつき計りに、故郷の方に行くありとて、いさゝか云ひやらんと思ふに、あかりなければ、
まさぐりて朧〳〵にかくふみの
　へし方見えずなるぞいぶせき
春もいつしか、一月末つかたになりぬる月かげにおどろきて、
窓さしているうげみれど初春も
　はやうちはつの弓張のつき
長閑なりし空立ちかはりて、雪いみじう冴えかへりたり、
幾度かさえ返りてはのどむらん
　はるの心もさだめあのよや
はた鶯の聲のきこゆれバ、うれしくて、
うたれぬときゝてなげきし鶯の
　子かをとゝひかあはれそこに鳴

そのまゝになれて鳴けかし鶯の
　聲ばかりこそむかし覺ゆれ

二十五日、二十五の歌を、御神に手向まつりし中に、

唐津の鏡山を
ひめ島にむかふからつの鏡やま
　適當げなる名に社ありけれ

松枝
をられても常なる松よさし添る
　花はさま〴〵枝かふれども

故郷
立ちいでゝ日數へなくに故郷と
　いへば久しくなる心ちかな

柳
もゆるかと柳の糸のひとすぢに
　かけておもへどくる便なし

思草
あらきもの心の鎌を何にとぎて
　刈らバつきまし物思ひぐさ

海邊井
波かゝる垣根にすめどよる汐の
　からきにしまぬ浦の井の水

経
おのづからよまで社きけ松風も
　波も御法の聲ぞとおもへバ

餘寒
大方の梅ちりはてゝさえかへる
　春は花にもこゝろわはずや

千鳥

姫島のなぎさのちどり鳴く聲も
　あきま計りぞこゝに聞ゆる

頼みにし人の、きにちなどは、殊更にむかし忍び出でられて、

はかもあくかへらぬ昔思ひては
　又もあらはとなげきつる哉

いとの島山、いづこも野をやき暮らしたる夕ぐれに、

あかくなる野燒の煙みつる間に
　いつしかくれし閨のくら闇

囚の柱に書いつくとて、

又こゝにすみなん人よたへ難く
　うしと思ふははつか計りぞ

狹き窓より、水を汲みとるに、春の日影、はしたなきまでにさし入りたる、

袖そゝぐ水にも塵のうきよぞと
　さしもをしふる朝日かげ哉

うま子どもが、問ひやりし事ども、定かにかへしせざりしに、いと覺束なくて、云ひやらんとて、文つかはすついでに、

わが思ふほどには人の思はじと
　思ふ程こそ猶思ひてそやれ

この囚にしばらく住みて、忌まはしきさまに、失せにし人の、種うゑたる桃の花さきたるが、いみじう哀れに堪へがたくて、

なき人の紀念の桃のおもむけて
　含める露は見るめよりおく

蚕の女どもが、そまに通ふさまさへ、あはれと見て、

うなゐ子のなくは歩ませわりなくも
漸せおひてかへるさこり女

雜報

●年はかへりぬ　四方の姉妹等は、必めでたく年を迎へ給ひしならむ。君が代を歌ひて、さゞれ石の巖とならむ世までを祝ひ給ひしならむ。げに雜煮の餅に、ながき齢をかため、屠蘇の酒に、一とせの邪氣をはらひ、數の子に子孫の榮をいはひ、親子兄弟打まとひて、新しき年の始をことほぐ元日の朝ほど、嬉しく樂しきものは非ざるべし。高きも賤しきも、都も鄙も、同じものに同じ歡を受くる儀式は、我國をおきて、はた何れの國にかからむ。あはれ元日の心を心として、一家睦ましく、和氣靄々の中に、一とせをおくりなば、いかに樂しきことならんかし。四方の姉妹等は、かくはおぼさずや。

●禮　泰西の風吹き來たりしより、道德と共に、禮といふものも、亦頽れたり。かく忙しき世の中には、さる六かしき振舞をするに遑あらずとにや、禮を行ふもの少なく、甚しきは、告朔の餼羊とて擯斥すめり。然れども、昨日まで心打ちと

け、なめげに物云ひつぶやきしも、一夜あくれバ、互に心おき、形ひきつくろひて、禮をのべ、親子兄弟も、常よりは言語をあらたむる元朝の儀式こそ、優にやさしく心ことに、あはれにおぼゆれ。我人は此の儀式を、元朝のみに限らず、祝祭日には、必行はまほしくおもふなり。あはれ元朝の儀式や。

●たぶれ女　元朝の儀式は、かくあはれに覺ゆるものを、世にはたぶれ女もあるものかな。ある高等の學校を卒業し、學問も人にすぐれ、智識も世に耻ぢぬ女の、而も中等以上に位する男に嫁したるが、元朝になりて、此の儀式には與らずと云ひ出でぬ。父母は大に驚き、新婦のことあれバとて、怒もせず、此は我家の家法なれバ、まげて與りてよと。さまぐ〵に云ひ諭せど、少しも聞き入れざりければ、夫は大に怒り、直に其の女を追ひ出だし、さて儀式をバ終へぬとぞ。元朝よりかゝる忌々しきことありては、父母の心、夫の心はいかゝなりけむ。さても其の女こそ、面憎けれ。あとにて聞けバ、邪蘇の學校を卒業して、心も邪蘇になりたるなりとぞ。

●書くも忌々しけれど、讀者に報せざるべからざるとこそあれ。熊本縣の横井タヽ子外三百三十八名の諸嬢は、山田泰造氏を紹介人として、刑法民法改正に關する一篇の諸願書を、衆議院に提出したりとぞ。其の要旨は、夫れ一夫一妻は、人倫の大本なり。然るに世間往々、一夫にして數妻を畜ふる者あり。是人倫

の本旨を破るものなり。之を救濟せんには、刑法中、有夫の婦、姦通したる者を罰するのみに止めず、有妻の男子、他の婦女に姦通せし者をも併せて、之を罰し矯正すべし。而して民法中に姦通とは、有妻の男子、他の婦女に通じ、有夫の婦女、他の男子に通ずるを姦通とすとの條項を設け、又男子にして妾を蓄へ、妓に接するを姦通となし、又姦通する者は、其配偶者の一方は、裁判所に訴へ、相當の償金を請求するを得せしめ、又姦通の配偶者は、離婚を請求することを得る等の條項を設くべし云々、

何たる請願ぞ。何ぞ飛び上りの甚しき。前のたぶれ女の流なるか。而して星亨氏の夫人は、其の運動費として、二百圓をよせたりと。嗚呼々々、又云ふべき言の葉もなし。謹みて古事記を拜讀するに、須世理毘賣命の、夫八千矛神 即 大國主命に申し給へる御歌に曰はく、

やちほこの、神の命や、吾が大國主こそは、男にいませば、打見る、島のさき〲、かき見る、礒のさき落ちず、若草の、妻もたせらめ、吾はもよ、女にしあれば、汝おきて、男はなし、汝おきて妻はなし、云々、

我が女鑑購讀の嬢等よ。いづれを如何におもひ給ふぞ。此の所は、乾度思案して置き給ふべきなるべし。

●ことわり　今回は、原稿〆切はやかりしため、集まれる歌文、いと少けれバ、次回に、二回分を、あはせて載することゝなしぬ。

餘芳

みくるまのあと（つゞき）

やがて、みさゝぎにまゐりて、御拝せさせたまふ。早蕨のすけ、

塔の尾のみやまさびしきみさゝぎになみだのほかはなにをたむけん。」宮の大夫

そのかみにわれもありせばおほぎみのしこのみたてとならましものを、」とあり

しは、いとをゝしく、今のおほみよの、はじめつかたのことさへ、おもひいでらる。又如意輪堂にわたらせたまひ、正行朝臣のかたみの、とびらなど御覧ず。柳のないし、

あづさゆみやとりのあとの萬世につらぬくものはまことなりけり。」吉水院、如意輪堂へ、金そこばくをたまふ。かぎりあれど、こゝをたゝせたまひて、竹林院のみとまりに、つかせたまふ。五時四十分なり。なほおほんなごりつきせず、

むらさめははれたるけふもふりしよのみやゐたづねてそでぬらしけり、」とあそばされけるに、にはかに、また村雨ふりいでたり。今宵竹林院にて、後醍醐帝の宸翰よりはじめ、にしきのみはた、巻物など御覧せさするに、宮の大夫の、おほんかたはらに侍りて、そのよのみものがたりなど、きこえ奉るをきゝゐて、柳のないし、

いまもてにわせをぞにぎるよしの山くちをしかりしむかしがたりに。」又、
こゝろありてちりはてぬらんやま櫻はなになぐさむところならねば。」女房まで、
かくとり〴〵に、おほやけざまの、こゝろざしふかきは、ひとへに宮のみこゝろ、
おまてによるなるべし。ありがたしとも、いとかしこし。さてこのてらの庭園のさ
まこそ、いとをかしかりけれ。木草のさま、石のすゑやうなど、わろものゝしわざ
ならず。かゝる山中に、いかなる人かつくりけんと、いとゆかし。又けふ、すぎさ
せたまひし弘願寺のほとりに、白き布もて、瀧のやうにつくりたるを、をかしと御
覽ぜたるよし、これは、このよしの山は、宮瀧をはじめ、たきの名どころ、いとお
ほかれど、みな深山幽谷にて、みくるまの、ゆくべきところならねば、御覽ぜさせ
ぬが、口をしさに、さと人の、さるこゝろして、かくつくりて、御らんぜさせしぞ、
をかしとおぼしけんかしと、大夫のものかたられし。又はる〴〵と、さかしき山路
を、わけさせたまへるかひなく、花のちりはてし、口をしさなど、啓したまひしに、
それも、さることにはあれど、こたび、やまぢをわけこしは、いにしへのあとをも、
したしく、とひ奉らんの、本意にしあれど、さのみ花に、うらみもあらずと、おほ

せられしよし、いと〳〵ありがたくこそ、おぼえしか。けふよしの山に、かけたる提灯の數、三千にあまりたるよし、はかなきことなれど、この國人の、おほやけのために、こゝろをつくすことは、ことゝころには似ず、こよなくこそ。

廿二日、よべより雨ふりたれど、今朝六時ごろよりはれぬ。かねて七時三十分に、たたせたまふべき、みさだめなりしかど、きのふの坂道に、人々のつかれたらんを、おぼしめしてにや、今朝八時に、たゝせたまふ。今日、うねびやまゝでは、きのふの道なり。雨のなごり、吉野の坂道、いとわろく、車ひかするも、いとはしければ、よべのやどり、喜藏院より、たゞちに、わらぐつはきて、みさきにたちいでぬ。吉野川をわたりて、大淀村字北六田にて、足をあらひ、車にのる、今日の坂道は、御こしのうちも、やすからず、おれしつらんと、いとかしこし。越部にて、ひるのみさだめなりしかど、おもひのほかに、はやかりしかば、にはかに、戸毛の御ひるにはなりぬ。車坂のたうげ、きのふの處にて、しばしいこはせたまふ。戸毛につかせたまひて、ひるのおもの奉る。こゝをたちいでさせたまひ、うねびやまのふもとを、きのふのみちより、南にをれて、七八丁ばかり行けば、清きまさごしきたるは、橿原の

神宮なり。いまだ、みやしろ、拝殿のみにて、鳥居などは、いまつくるほどにて、かたばかりなり。されど思ひなしにや、いとたふとし。鳥居のもとに、下乗の札あり。宮は拝殿の、きざはしのもとにて、みくるまおりさせたまひ、宮づかさの案内にて、みやしろにまゐりて、御拝せさせたまふ。うねび山は、やがてうしろなれば、おのれは、のぼりてみるに、いとさかしく、七八丁ばかりなれど、いはねつたひの、あやふきに、あせあえたり。いたゞきには、畝傍山口神社あり。祭は陰暦六月三十日なりといふ。西南のかたに、かつらぎ山、高くそびえ、耳成山は、田中に、すりばちふせたらんやうにみゆ。うちわたす田畑の中に、森の木立、さとのいへゐなど、ところ〴〵にみゆるけしき、いとよし。しばらくいこひて、もとの道にくだる。ふもとの林のなかに、やしろあり。十二社権現なりといふ。宮には、こゝをたゝせたまひ、東北御陵のまへ、きのふの勅使館にて、御小休あり。これより、大路をへだてて、少し北さまなる、綏靖天皇の御陵に、まゐらせたまふ。御拝式のごとし。それより、きのふの道を、八木までわたらせたまひ、八木の町中より、左にをれて、今日のみとまり、田原本にいらせたまふ。

（つゞく）

杉谷正隆先生
三橋要也先生
同輯

類題歌集

全部十二卷

洋裝頗美本

壹卷紙數凡二百頁

明治廿六年一月より毎月壹卷宛發兌十二月全部完結

正價〔壹冊前金貳拾錢　六冊前金壹圓八拾錢
〔全部前金貳圓（但郵券代用壹割増）郵税壹冊金四錢

目次

和歌を類聚せる書の歌學者に必要なるは固より論を俟たず而して從來行はるゝ所の歌集は或は卷帙浩瀚にして購求するに難く或は撰擇宜しきを失ひ或は歌數題數共に僅少にして歌學者に滿足を與ふること能はず然るに此の書は古今の名歌中英を拔き華を集むること大凡三萬餘首世間有らゆる歌題の種類は盡く網羅して遺す所なし且之を約して十二卷とし月次發行するを以て購求甚容易なり歌學者一旦此の書を繙かバ如何なる難題に臨むとも其の例歌を得るに苦しむことなく思想油然として發生すべし是實に歌學者の參考書としては天下無類の珍書にして座右欠くべからざる寶典なり

發行所　東京麹町區山元町一丁目五番地　國文會

大賣捌所　同神田區表神保町　東京堂

裏錦

第二號目次

毎月一回〇定價一冊六錢六冊前金三十三錢十二冊前金六十錢市外郵税一錢

東京神田區駿河臺北甲賀町十三番地　**尚絅社**

會澤安先生遺稿

閑道編

上卷
下卷　各一冊

和裝頗美本　二冊代金貳拾錢　同郵送料金貳錢

右は水戸の大儒會澤正志先生の遺稿にして這回姪寺門謹氏之を補修し刊行せるものなり上卷は先生の詩文を輯め下卷は先生が門下に講明せられたる論語解義を載せたり一たび之を讀まは志氣豁然尊王の念勃然として起り愛國の志沛然として興り自ら人意をして強うするものあらん好學の士一本を購ひ立志の料となさは幸甚

發行所　東京市麴町區平川町五丁目　**國光社**

女鑑第二十九號目次

社告

○代價は通貨又は郵便爲替小爲替銀行爲替及通運にて本社へ御直送之事○郵便爲替は東京麴町郵便局へ御振込可被下事○郵便券を以て代金に換用せらるゝ時は一割增の事○別に領收書差出さず金員領收の上は直に女鑑を發送すべし若し强て領收證を要せらるゝ方は別に證書郵送料御送附の事○未稅の來書ハ一切受取不申候事

女鑑
每月二回五日廿日發行
定價壹冊金十錢
三ヶ月前金五十五錢
半ヶ年前金壹圓
全國無遞送料
廣告料五號文字廿三字詰一行金十五錢

明治廿五年三月十二日遞信省認可
明治廿六年一月四日印刷
同年同月五日出版

東京麴町區平川町五丁目十六番地
發行兼印刷人 川崎直衞
同 編輯人 山根勇藏
同 發行所 國光社

（遞信省認可）

國光は忠孝節義の士氣を激勵し固有の美風良俗を扶植し以て邦家進取興隆の基礎を鞏固にし殖産軍備敎育の法廣く宇內の秀美を蒐め富强の策を講するを務とす其時事を評し活勢を論するに當りては公平の眼を以て大局の上より國家の利害を觀察し太古に溯り萬世に亘り時流を趁はす世好に投せす卓然獨立正言公議眞理中道を得以て國光を世界に照被するを旨とす

國光

毎月二回發行
十日廿五日
一冊代金拾三錢
但全國無遞送料

國光第五卷第五號目錄

發行所
麴町區平川町五丁目
國光社

（國光社印刷部印行）